

環境保全行政の概要

平成30年版

川口市

目 次

第1章 総 説

第1節 川口市の概要	1
1 位置	1
2 人口・世帯数の推移	1
3 土地利用	2
4 行政機構及び事務分掌	3
5 行政の事業費内訳	4
6 分析センター	4
第2節 環境問題の展開	5
1 公害から都市生活型の環境問題へ	5
2 地球環境問題	5
3 環境問題への取り組み	5

第2章 環境の現況と対策

第1節 大気環境	7
1 現況	10
(1) 各測定局の大気の状態	10
(2) 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の成分分析	17
(3) 有害大気汚染物質	19
2 対策	20
(1) 規制の体系	20
(2) 事業者への規制	22
(3) 自動車の排出ガス	25
(4) 野外焼却	25
(5) 光化学スモッグによる被害の防止	26
(6) 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）による被害の防止	27
第2節 ダイオキシン類	28
1 現況	28
2 対策	29
(1) 規制の体系	29
(2) 法に係る施設状況	30
(3) 立入検査状況	30
第3節 化学物質	31
1 現況	31
2 対策	31
(1) 法・条例に係る届出状況	31
(2) 排出量・移動量・取扱量	33
(3) 取扱事業者のその他義務	35

第4節	水環境	36
1	現況	37
	(1) 各河川の水質	37
	(2) 河川底質	39
	(3) 地下水	40
2	対策	41
	(1) 規制の体系	41
	(2) 事業者への規制	41
	(3) 生活排水	44
	(4) 公共用水域の異常水質	45
第5節	土壌汚染・地盤沈下	45
1	土壌汚染	45
	(1) 概況	45
	(2) 土地所有者等への指導	47
2	地盤沈下	48
第6節	騒音・振動	49
1	自動車交通	49
	(1) 概況	49
	(2) 自動車騒音・道路交通振動	50
	(3) 自動車騒音の面的評価	51
2	事業者への規制	52
	(1) 規制の体系	52
	(2) 法・条例に係る施設状況	53
	(3) 特定建設作業	54
	(4) 指定作業場	55
	(5) 深夜営業騒音	55
	(6) 拡声器騒音	55
第7節	公害防止組織	56
第8節	悪臭	57
第9節	あき地の環境保全	57
第10節	公害苦情の現況	58
1	種類別発生状況	58
2	業種別発生状況	60
3	用途地域別発生状況	61

資料編

I	行政年表	62
II	関係条例等	65
1	川口市環境基本条例	65
2	川口市環境審議会条例	68
3	川口市あき地の環境保全に関する条例	70
4	川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則	71
5	川口市浄化槽保守点検業者登録条例	73
6	川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則	77
7	川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	79
8	川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱	82
III	用語解説	83

「*（アスタリスク）」が付いている語句の解説です。

第1章

総説

第1節 川口市の概要

川口市は平成30年4月1日に中核市に移行しました。

多くの事務権限が移譲され、これまで以上に迅速できめ細やかな行政サービスの提供が可能となりました。

環境保全関係では、浄化槽維持管理（清掃・保守点検・法定検査）の助言・指導、浄化槽保守点検業者の登録などを所掌します。

1 位置

川口市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接し、また県内では戸田、蕨、さいたま、越谷、草加の各市と隣接しています。面積は61.95km²であり、市の大部分が、都心から10～20km圏内に含まれます。

川口市の位置



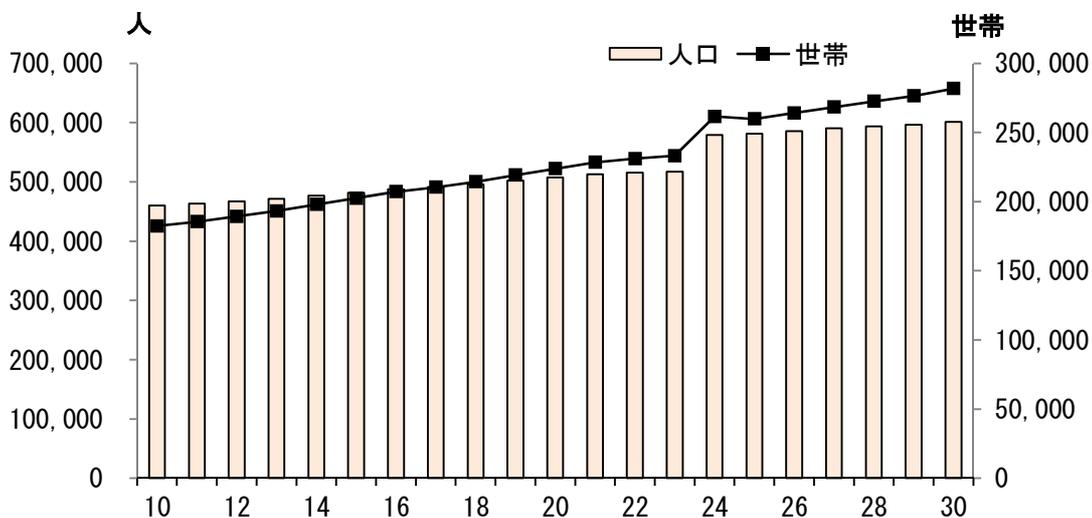
市役所の所在地

住所	川口市青木2丁目1番1号
経度	139度43分27秒
緯度	35度48分28秒

2 人口・世帯数の推移

平成23年10月11日の鳩ヶ谷市との合併を経て、平成30年4月1日現在、本市の人口は601,055人（住民基本台帳上の日本人及び外国人の数）であり、県内では、さいたま市（政令指定都市）に次ぐ人口規模の大きな都市です。

人口・世帯数の推移

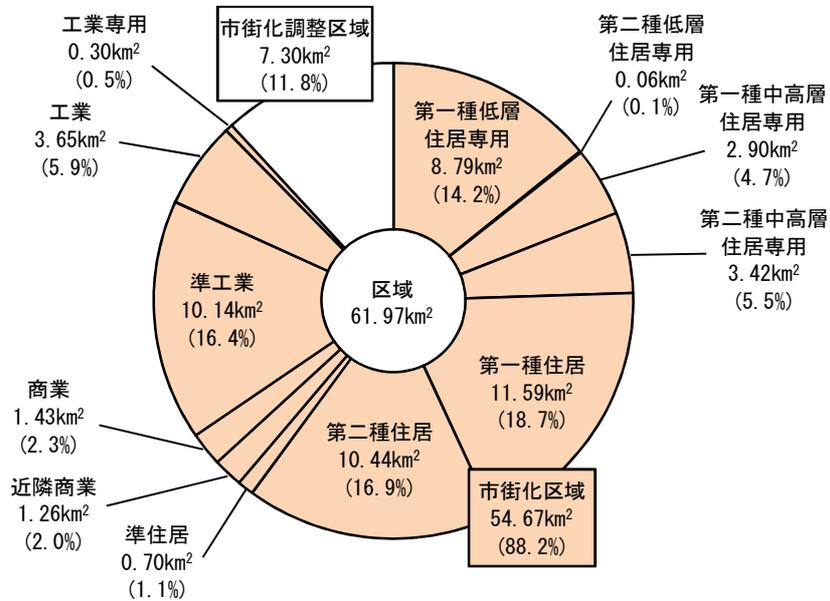


※ 人口・世帯数のグラフは各年の4月1日のデータに基づき作成

3 土地利用

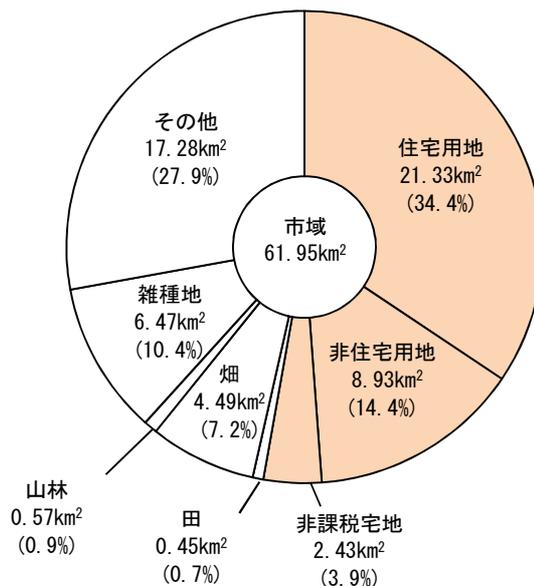
平成29年1月現在、川口都市計画区域について用途地域別に見ますと、市街化区域は54.67km²、市街化調整区域は7.30km²となっています。また、地目別に見ますと宅地が約5割です。

用途地域別面積
(川口都市計画区域)



- ※ 用途地域別面積のグラフは平成29年1月1日現在のデータに基づき作成
- ※ 面積 (km²) は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- ※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

地目別面積



- ※ 地目別面積のグラフは、平成29年1月1日現在のデータに基づき作成
- ※ 面積 (km²) は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- ※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある
- ※ 用途地域別面積と地目別面積は算定方法が異なるため、面積が一致しないことがある

4 行政機構及び事務分掌

(平成30年4月1日現在)

行政機構



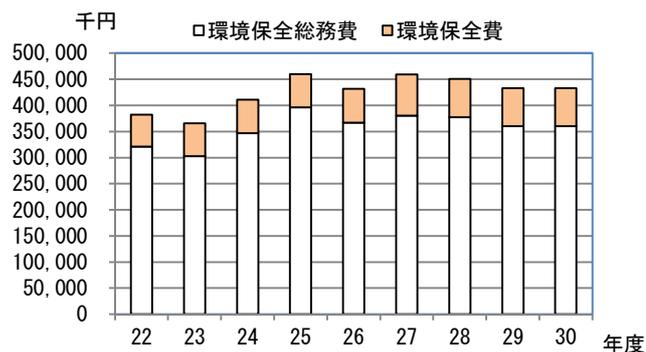
事務分掌

- ・廃棄物の減量及び適正処理に関すること。
- ・環境の保全に関すること。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- ・公害関係法令に基づく届出に関すること。
- ・騒音及び振動の調査測定に関すること。
- ・環境調査に関すること。
- ・浄化槽の保守点検及び清掃並びに届出等に関すること。
- ・あき地の環境保全に関すること。
- ・大気汚染物質の常時監視及び調査測定に関すること。
- ・有害大気汚染物質の調査測定に関すること。
- ・河川等の常時監視及び調査測定に関すること。
- ・事業所等の排水検査に関すること。
- ・土壌及び産業廃棄物等の分析測定に関すること。
- ・ダイオキシン類の調査測定に関すること。

5 行政の事業費内訳

本市の平成30年度当初の環境保全関係予算は432,831千円で、歳出科目は環境保全総務費と環境保全費となっています。環境保全総務費は人件費を含む総務関係経費で構成され、環境保全費は各種事業・調査・分析等の経費で構成されています。

当初予算額の推移



6 分析センター

本センターでは、「大気汚染防止法*」、「水質汚濁防止法*」、「ダイオキシン類対策特別措置法*」に基づく常時監視*に加え、各部局の依頼に基づく調査、分析を行っています。

所在地	川口市大字石神854番地の1 (石神配水場内)
建物概要	鉄筋・鉄骨コンクリート造 3階建て 延床面積 477.7m ²
調査分析実績	1,905 検体 11,929 項目 (平成29年度)

第2節 環境問題の展開

1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長期には事業所が発生源となり、大気汚染*、水質汚濁*、騒音、振動、悪臭*、地盤沈下*、土壌汚染*の「典型7公害」と呼ばれる、さまざまな公害問題を起こしてきました。現在は、法令の整備や公害防止技術の向上により大幅に改善しています。その反面、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水*による水質汚濁や近隣の騒音等、一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や地球温暖化*をはじめとする地球規模の環境問題が広がりを見せ、気候変動、食糧生産、生態系の破壊や人々の健康・生活等にさまざまな影響が及んでいます。

2 地球環境問題

地球環境問題は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、主なものとして、地球温暖化*・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層*の破壊・海洋汚染*・生物多様性の減退・生態系の破壊等があります。これらは、化石燃料*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物*・硫黄酸化物等の排出、自然への影響を無視した開発や農薬・フロン等の化学物質の漏出等に起因しています。

3 環境問題への取り組み

地球温暖化*やオゾン層*の破壊等の地球環境問題は広範囲に影響が及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令による規制では十分な対応ができるとはいえません。地球環境を保全していくには、広域的な対策から、一人ひとりのライフスタイル*や事業者のビジネススタイルの転換といった取り組みまで、幅広い分野において、環境問題を個々の課題ごとではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じることが必要になってきました。

わが国では、平成5年11月に「環境基本法*」が制定され、同法に基づき平成6年12月に「第一次環境基本計画*」が閣議決定されました。現在では、「第五次環境基本計画」が定められています。「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用しながら、「経済」「国土」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、イノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

本市では、市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例*」を施行し、同条例に基づき、平成13年3月に「川口市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く社会情勢の変化などに伴い改訂を重ね、現在では、「第3次川口市環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の推進に向けて、取り組みを行っています。

また、地球環境問題の中でも、地球温暖化対策（温室効果ガス*の排出抑制）は重要なものとして位置づけられ、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

本市は、首都圏にあって埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域でありながら、河川や用水路が市内を流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影が残されているところもあります。この恵まれた自然環境の保全や快適な都市環境の創造は、現在及び将来の世代のための重要な課題です。エネルギー利用や環境問題を地球規模で考え、これまで以上に、市民・事業者・市が協働して地域の環境問題に取り組んでいかななくてはなりません。

第2章

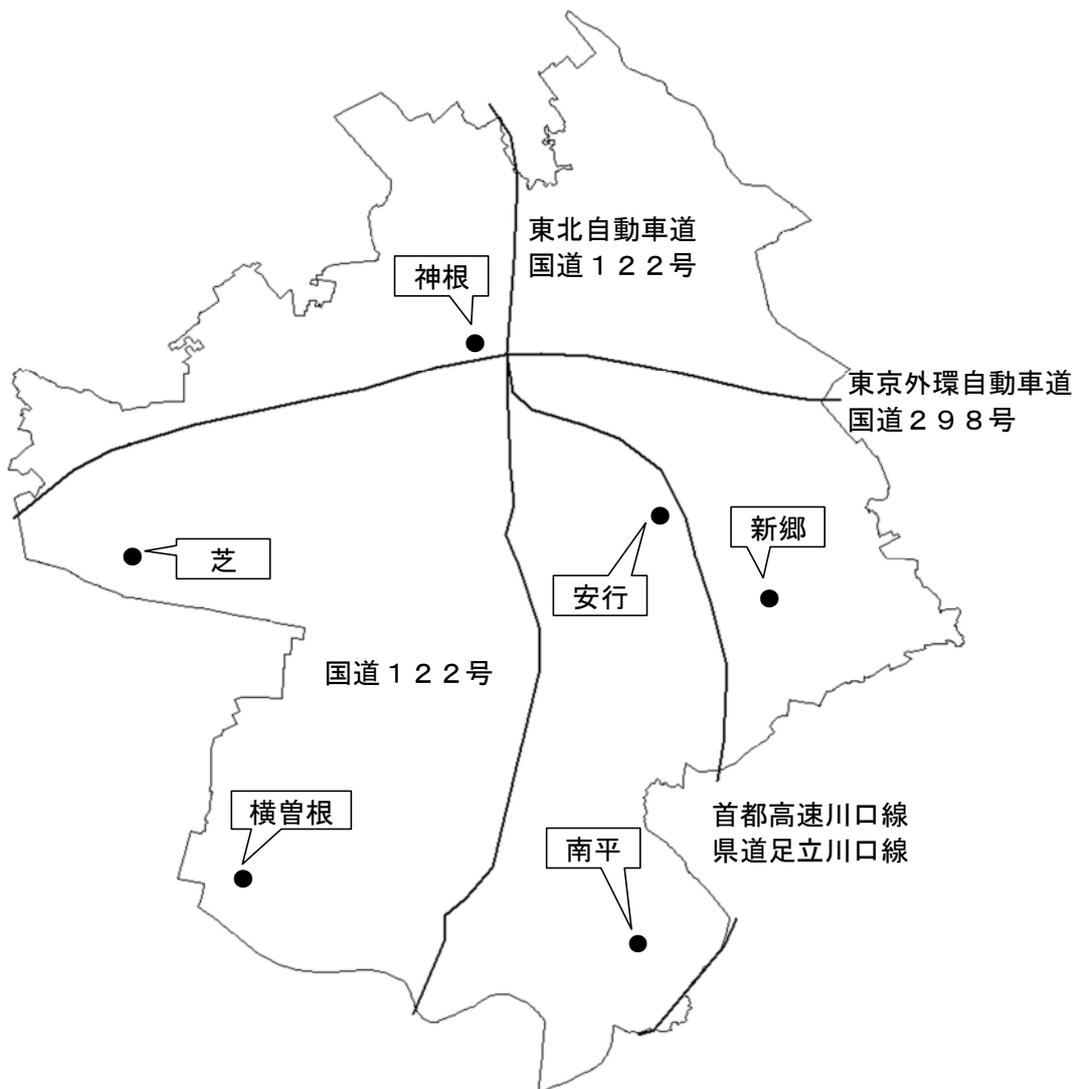
環境の現況と対策

第1節 大気環境

大気汚染*の状況を把握するため、「大気汚染防止法*」に基づき、毎年、「埼玉県大気汚染常時監視*実施計画」および「川口市大気汚染常時監視実施計画」を策定し、一般環境大気測定局*4局、自動車排出ガス測定局*2局の合計6局で大気汚染の常時監視を実施しています。

なお、測定項目ごとに必要な測定局数は、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（以下、事務処理基準）」に基づき、全国的視点から必要な測定局数と地域的視点から必要な測定局数によって決まり、本市では、すべての測定項目で必要な測定局数を満たすよう、測定を実施しています。

平成29年度 大気環境の測定地点図



測定地点・測定項目一覧

測定項目		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	炭化水素	微小粒子状物質	風向・風速	温度、湿度
一般環境大気測定局 (一般局)	横曽根	○	○						○	
	南平	○	○	○	○		○	○	○	○
	新郷	○	○	○					○	
	芝	○	○	○				○	○	
自動車排出ガス測定局 (自排局)	安行	○	○				○		○	
	神根	○	○			○		○	○	

※ 表中の「○」は測定実施項目を示す

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	〈長期的評価〉 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98%目に当たる値を環境基準と比較する。	
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	〈短期的評価〉 測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較する。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	〈短期的評価〉 測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較する。	〈長期的評価〉 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。		
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	〈短期基準〉 測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を短期基準(1日平均値)と比較する。	〈長期基準〉 測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

※ ppm (ピーピーエム) : 100万分の1を表す単位で主に濃度を表す

μg (マイクログラム) : 1000μg=1mg

98パーセンタイル値 : 1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方へ順に並べたときに、低い方(最低値)から数えて98%目の日数に該当する日平均値

大気汚染に係る指針

物 質	指 針
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

※ ppmC : ppmと同じく100万分の1を表す単位で炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度

有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

1 現況

(1) 各測定局の大気の状態

ア 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、窒素酸化物*の一つで、人の呼吸器系に悪影響をもたらすほか、酸性雨、光化学オキシダントの原因物質でもあります。窒素酸化物は、物質が燃焼するときに発生し、主な発生源は事業所のばい煙*および自動車の排出ガスです。多くは一酸化窒素ですが、大気中で紫外線により酸素やオゾンと反応して二酸化窒素となります。

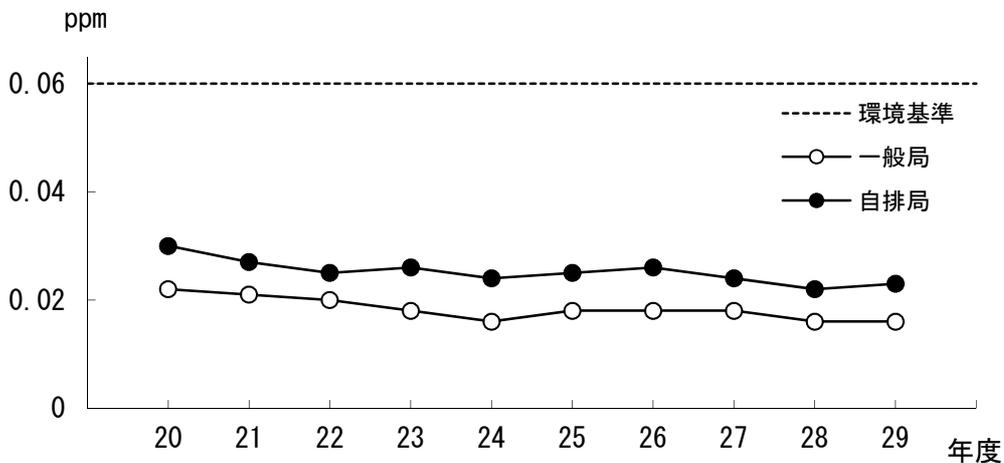
平成29年度は、実施計画に基づき測定を実施した6測定局すべてにおいて、環境基準*を達成しました。なお、一般局の年平均値は、市内で0.016ppm、県内で0.013ppmでした。

二酸化窒素の環境基準達成状況

年度		25	26	27	28	29
評価方法		長期的評価				
測定地点						
一般局	横曽根	○	○	○	○	○
	南平	○	○	○	○	○
	新郷	○	○	○	○	○
	芝	○	○	○	○	○
自排局	安行	○	○	○	○	○
	神根	○	○	○	○	○

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化



イ 光化学オキシダント（Ox）

光化学オキシダントは、窒素酸化物*や炭化水素*類等の物質が、紫外線による化学反応で生成される強酸化性物質の総称で、その主なものはオゾンです。

風が弱く、気温が高くよく晴れたときに、光化学オキシダントは高濃度になる傾向にあり、このような状態を光化学スモッグといいます。光化学スモッグは、目や呼吸器系を刺激したり、植物の葉を枯らす等の影響をもたらしたりするため、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になると光化学スモッグ注意報が発令されます。

平成 29 年度は、実施計画に基づき測定を実施した 3 測定局すべてにおいて、環境基準*を達成しませんでした。なお、年最高値は、市内で芝測定局の 0.161ppm、県内で 0.166ppm でした。全国的にみても、多くの地域で環境基準を達成しない状況が続いています。

光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度		25	26	27	28	29
評価方法		短期的評価				
測定地点	南平	×	×	×	×	×
	新郷	×	×	×	×	×
	芝	×	×	×	×	×

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

光化学オキシダント濃度の年最高値の経年変化



ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径10 μ m以下のものをいいます。発生源は、事業所のばい煙*、粉じん*、ディーゼル機関の黒煙、土ぼこり等、多岐にわたっています。浮遊粒子状物質は、呼吸によって体内に取り込まれ、肺や気管支等の呼吸器系に悪影響を与えるといわれています。

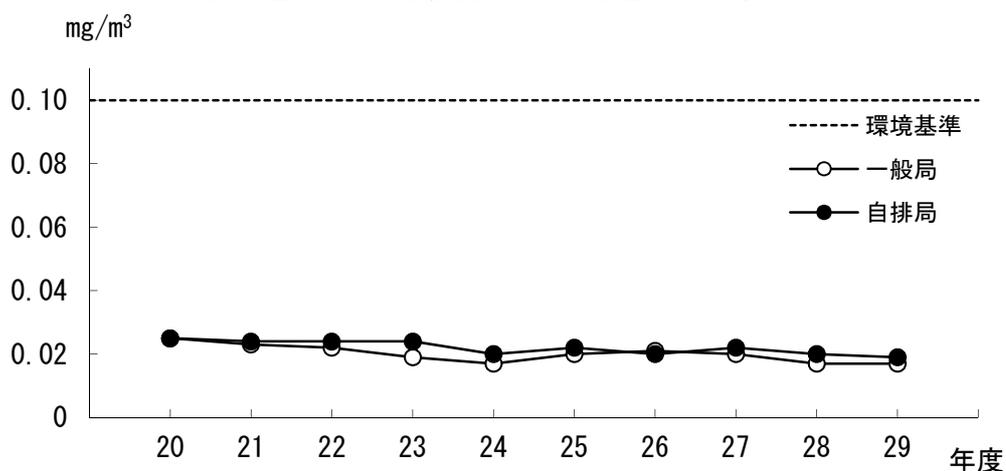
平成29年度は、実施計画に基づき測定を実施した6測定局すべてにおいて、環境基準*を達成しました。なお、一般局の年平均値は、市内で0.017mg/m³、県内で0.017mg/m³でした。

浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

年 度		25		26		27		28		29	
測定地点	評価方法	短期的評価	長期的評価								
	一般局	横曽根	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南 平		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新 郷		○	○	○	○	×	○	×	○	○	○
芝		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自排局	安 行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神 根	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化



エ 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、硫黄が含まれている石油、石炭等の物質を燃焼するときに発生します。発生源は、事業活動に伴うものや火山活動等の自然現象によるものがあります。無色の刺激臭のある気体で、ぜんそくや気管支炎等の呼吸器系疾患を引き起こすほか、酸性雨の原因物質でもあります。

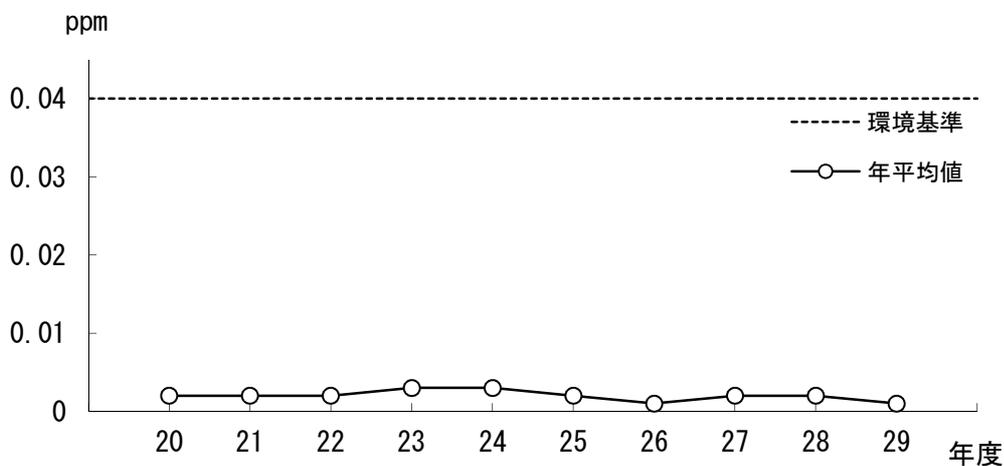
平成29年度は、実施計画に基づき測定を実施した南平測定局において、環境基準*を達成しました。なお、年平均値は、市内で0.001ppm、県内で0.001ppmでした。

二酸化硫黄の環境基準達成状況

年度		25		26		27		28		29	
測定地点	評価方法	短期的評価	長期的評価								
	一般局	南平	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化



オ 一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、物質の不完全燃焼によって発生します。無色無臭の気体であり、赤血球中のヘモグロビンと結合すると、頭痛やめまいの症状の原因となるばかりでなく、吐き気、けいれん、呼吸困難等を引き起こします。

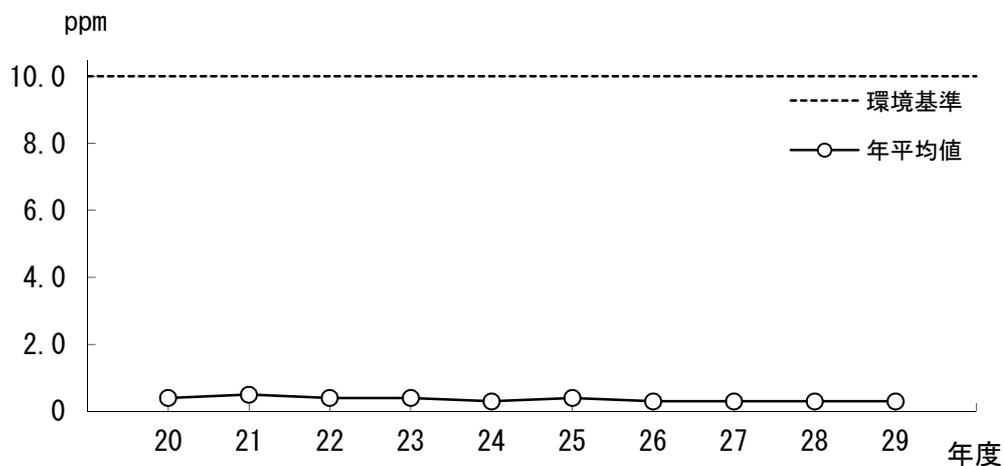
平成29年度は、実施計画に基づき測定を実施した神根測定局において、環境基準*を達成しました。なお、年平均値は、市内で0.3ppm、県内で0.4ppmでした。

一酸化炭素の環境基準達成状況

年 度		2 5		2 6		2 7		2 8		2 9	
測定地点	評価方法	短期的 評価	長期的 評価								
	自排局	神 根	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化



カ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）*は、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm 以下のものをいいます。呼吸器系にさまざまな影響を与えるおそれがあるため、平成 21 年 9 月、新たに環境基準*が定められました。本市では、事務処理基準による必要な測定局数が 3 測定局であるため、平成 24 年 2 月から神根測定局、平成 25 年 2 月から南平測定局、平成 25 年 8 月から芝測定局で測定を実施しています。

平成 29 年度は、南平測定局の短期基準を除き、環境基準を達成しました。なお、一般局の年平均値は、市内で 14.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、県内で 12.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

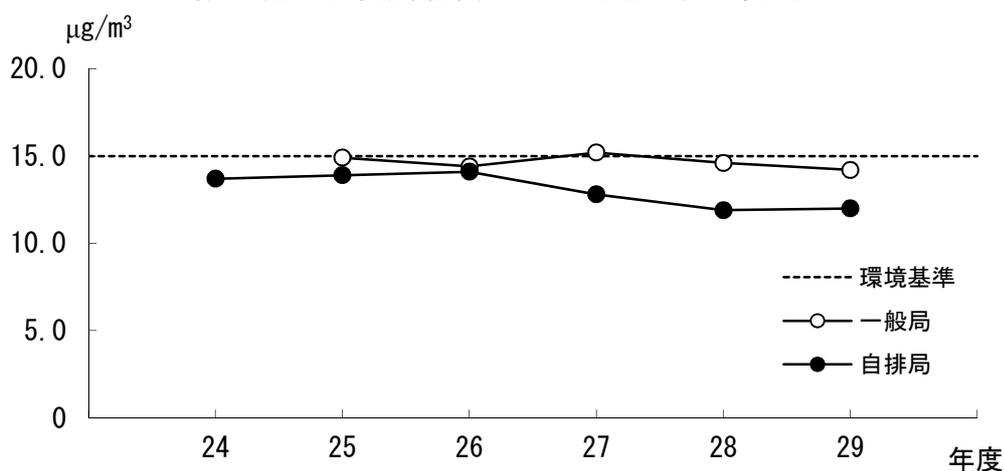
微小粒子状物質の環境基準達成状況

年度		25		26		27		28		29	
測定地点	評価方法	短期基準	長期基準								
	一般局	南平	×	○	×	○	○	○	○	×	×
芝		(×)	(○)	×	○	×	×	×	○	○	○
自排局	神根	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

※ () 内は有効測定日数を満たしていないので参考扱い

微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化



※ 有効測定日数を満たしていないデータは除いて算出

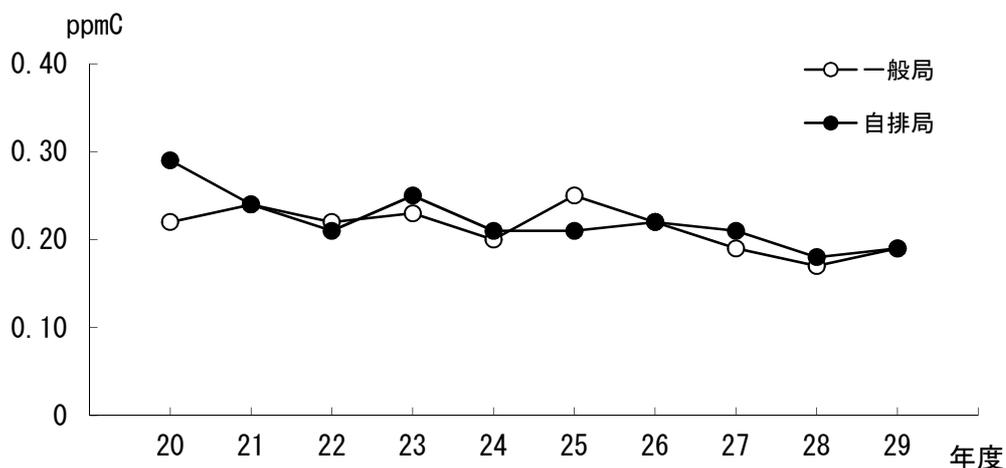
キ 非メタン炭化水素（NMHC）

非メタン炭化水素は、炭素と水素のみで構成される化合物のうち、メタンを除いたものの総称です。有機溶剤を使用する事業所や、自動車の排出ガスのほか、多様な発生源が存在します。

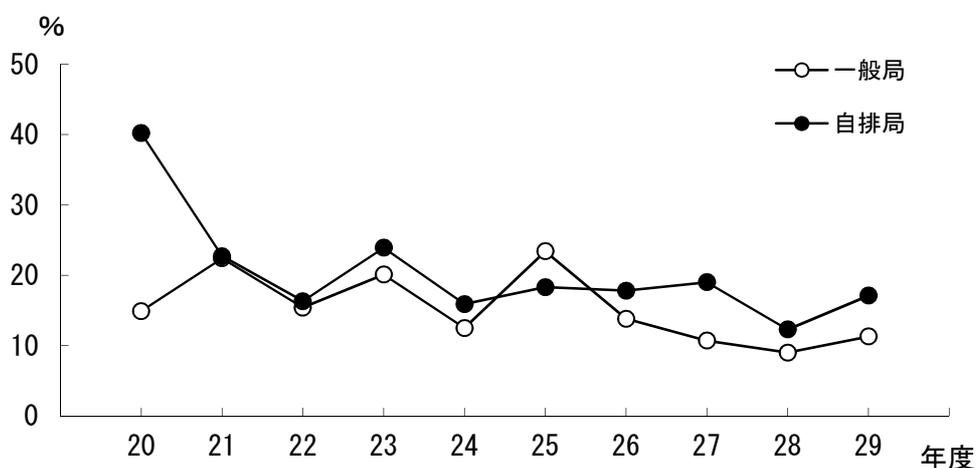
非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の一つであり、指針値が定められています。

平成29年度は、実施計画に基づき、測定を実施した南平測定局（一般局）・安行測定局（自排局）において、指針値を超過する日が認められました。なお、一般局の年平均値は、市内で0.19ppmC、県内で0.15ppmCでした。

非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値の年平均値の経年変化



非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が指針値（0.31ppmC）を超えた日数の割合



(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析

微小粒子状物質 (PM2.5) *による大気汚染*の状況を把握するため、「大気汚染防止法*」に基づき、毎年、「埼玉県微小粒子状物質成分分析実施計画」および「川口市微小粒子状物質成分分析実施計画」を策定し、2地点 (南平測定局、芝測定局) で測定を実施しています。

平成29年度の測定におけるPM2.5の主な成分は、硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオン、アンモニウムイオン、有機炭素、元素状炭素であり、全体の7割以上を占めていました。

成分構成の季節間変動を見ると、硝酸イオンと塩化物イオンは、気温が高いと粒子化しにくいため、気温の低い秋季・冬季に濃度が高く、気温の高くなる夏季に減少する傾向が見られました。また、硫酸イオンは、日射により生成反応が活発になるため、春季・夏季に濃度が高くなる傾向が見られました。

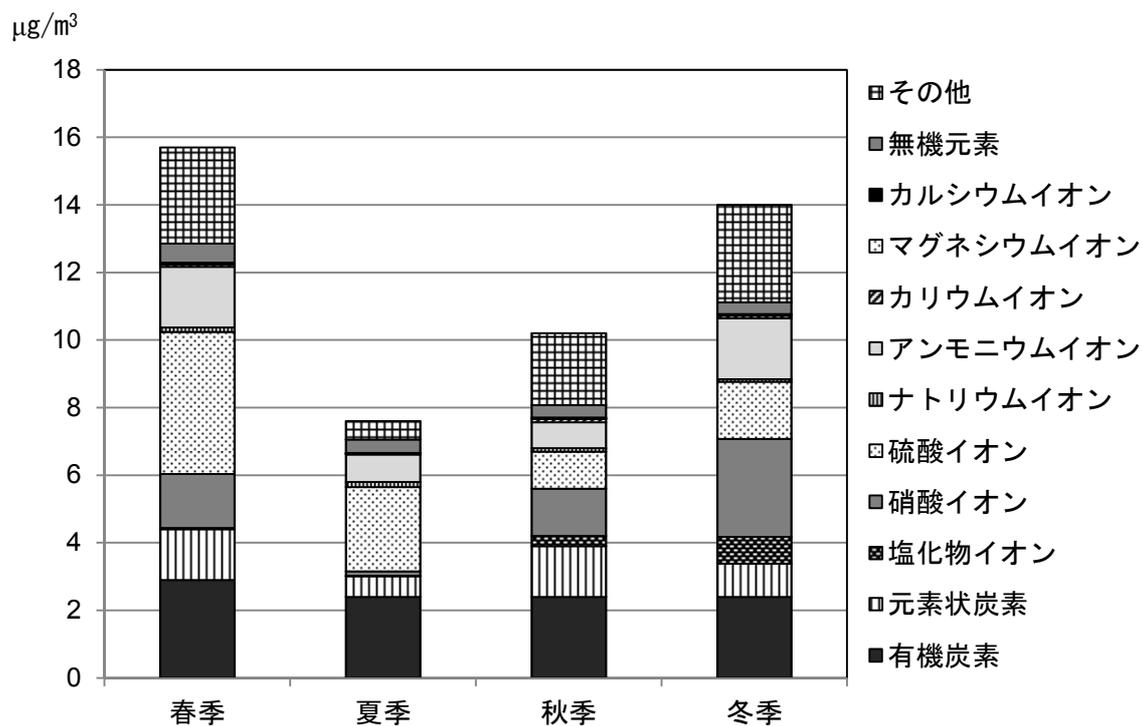
PM2.5の発生原因は、発生源から直接排出される一次粒子と、ガスとして排出された後に大気中で粒子化する二次粒子に分けられます。元素状炭素は、主に一次粒子とされ、炭化水素*が高温で不完全燃焼する際などに生成し、ディーゼル車や工場などが発生源とされています。硫酸イオン・硝酸イオン・塩化物イオンは、主に二次粒子とされ、それぞれの原因物質は、硫黄酸化物・窒素酸化物*・塩化水素といわれています。

窒素酸化物と塩化水素は、物質が燃焼することにより生成するため、焼却炉や自動車などが主な発生源とされています。硫黄酸化物は、主に硫黄が含まれている石炭などの燃料の燃焼により生成するため、事業活動によるものが主となりますが、火山活動等の自然現象によるものもあります。

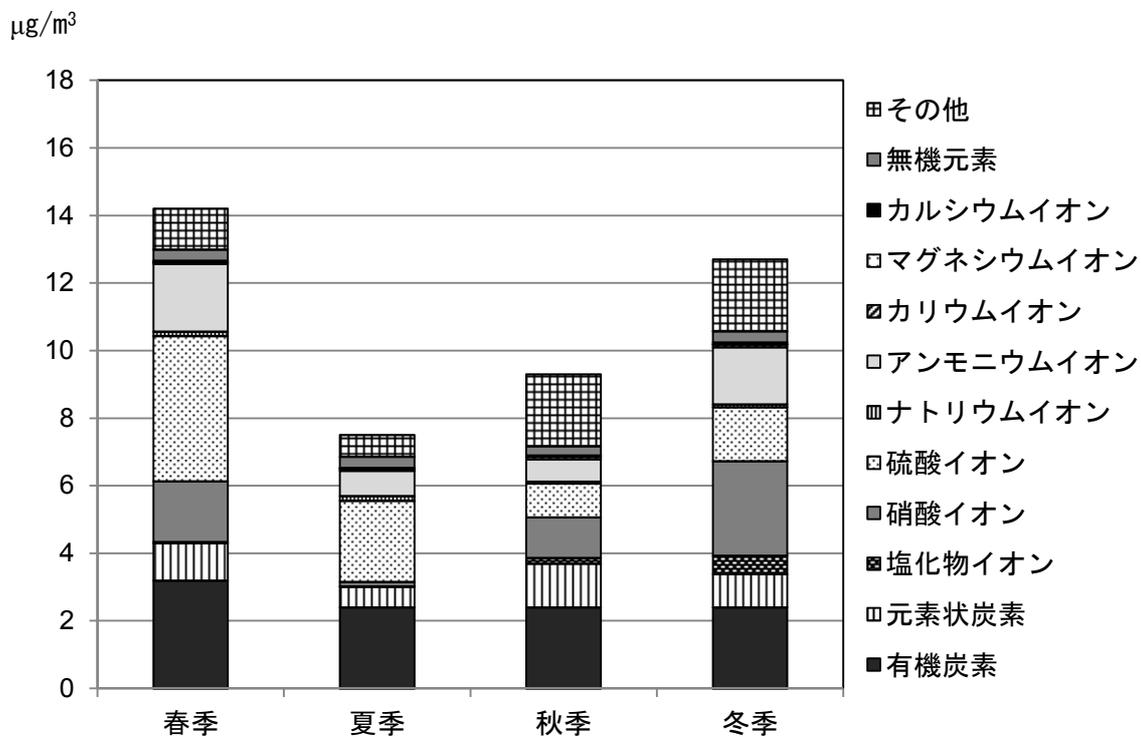
関東地方においては、硝酸イオンと塩化物イオンは、元素状炭素とともに、関東圏内で発生したものの割合が高いと考えられていますが、硫酸イオンについては、比較的遠くまで運ばれやすく、関東圏内で発生したものの割合が低いと考えられています。そのため、硫酸イオンは、大陸からの越境大気汚染の影響を調べるうえで重要な指標となっています。

平成29年度微小粒子状物質成分の平均濃度

南平測定局



芝測定局



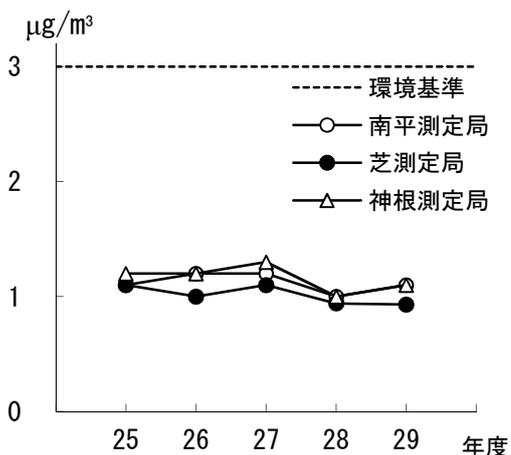
(3) 有害大気汚染物質

「大気汚染防止法*」に基づき、毎年、「埼玉県有害大気汚染物質等常時監視*等実施計画」および「川口市有害大気汚染物質常時監視実施計画」を策定し、4地点（南平測定局、芝測定局、神根測定局、石神配水場）で測定を実施しています。

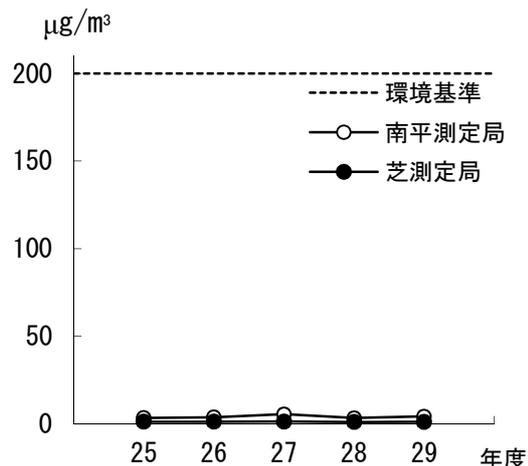
有害大気汚染物質とは、「大気汚染防止法」において「継続的に摂取することにより人の健康を損なう、又はそのおそれのある化学物質」と定められており、248物質が該当します。それらは、製造、使用、貯蔵、廃棄等のさまざまな過程から大気中に排出され、発生源も多岐にわたります。これらのうち、健康リスクがある程度高いと考えられ、特に優先的に対策に取り組むべき物質として指定されている優先取組物質（21物質）を測定しています。

平成29年度は、環境基準*の定められている4物質（ベンゼン*・トリクロロエチレン*・テトラクロロエチレン*・ジクロロメタン*）について、測定を実施したすべての地点で環境基準を達成しました。

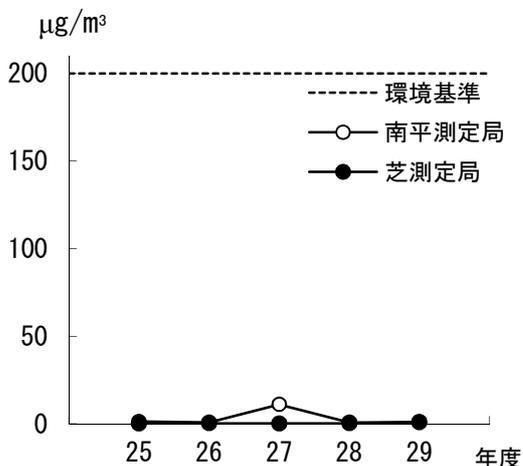
ベンゼン年平均値の経年変化



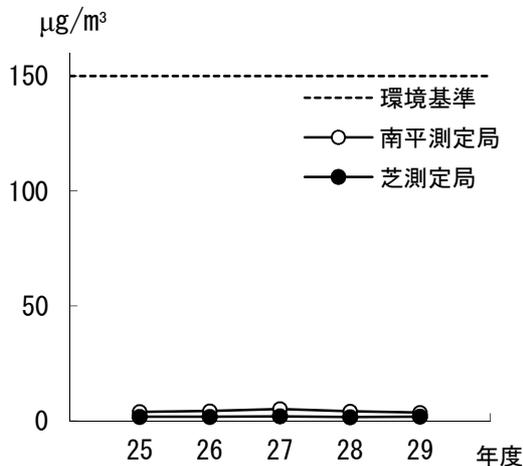
トリクロロエチレン年平均値の経年変化



テトラクロロエチレン年平均値の経年変化



ジクロロメタン年平均値の経年変化



2 対策

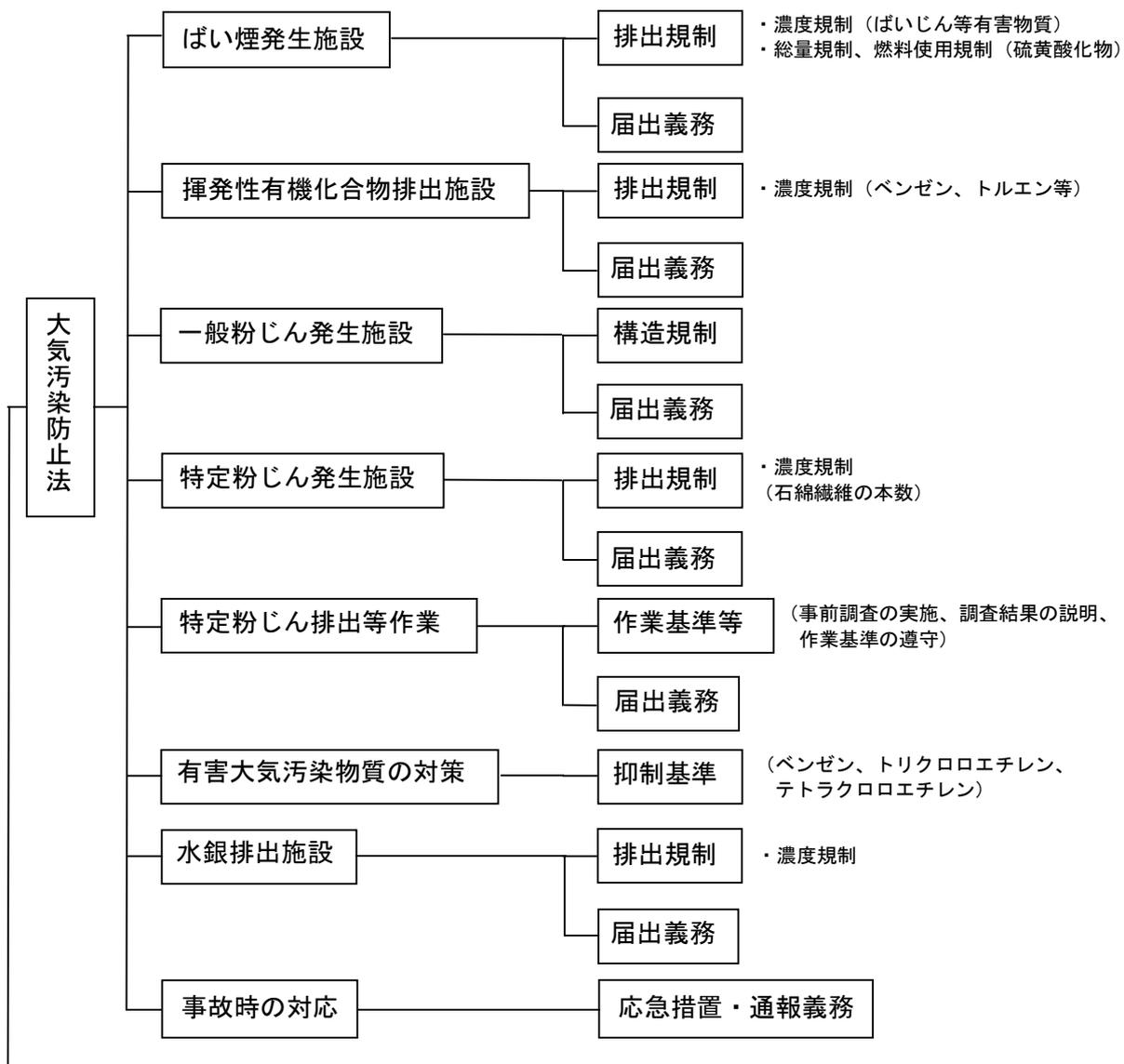
(1) 規制の体系

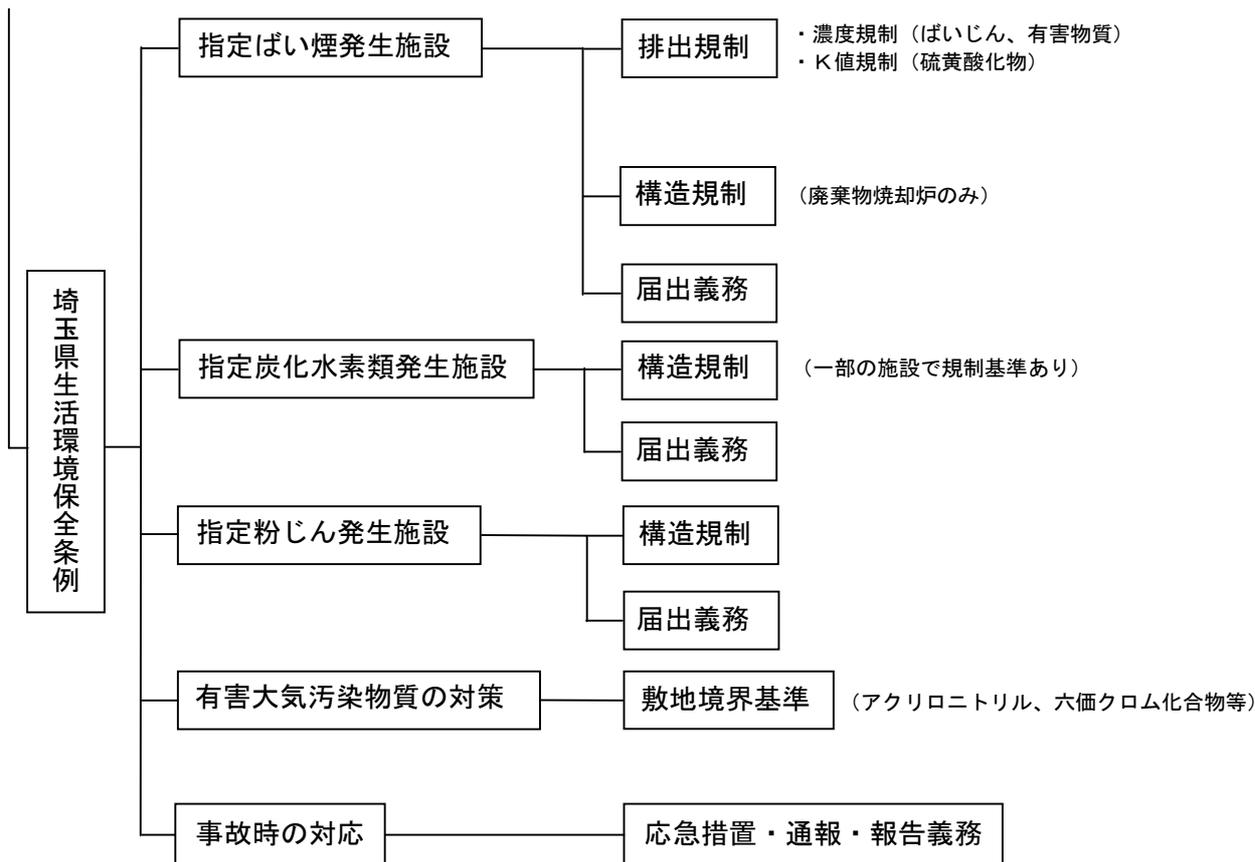
「大気汚染防止法*」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置している工場・事業場には、ばい煙*、揮発性有機化合物*、粉じん*、炭化水素*類および有害大気汚染物質による大気汚染の拡散を防止するため、排出基準、構造基準および維持管理基準の遵守について規制が設けられています。また、埼玉県が制定する「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例」により、全国一律の排出基準より厳しい基準が定められています。

さらに、本市を含む埼玉県内の一部地域では、「大気汚染防止法による硫黄酸化物についての総量規制基準および燃料使用基準」が適用されています。

なお、平成30年4月に「改正大気汚染防止法」が施行され、水銀排出施設についても規制が追加されました。

大気汚染防止法・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）





【特定粉じん*による被害の防止策】

「大気汚染防止法*」では、粉じんのうち健康に被害を発生させるおそれがある物質として、石綿（アスベスト）*を特定粉じんに指定しています。

天然に産出する鉱物の一種である石綿は、熱や摩擦に強い等の性質から、建築材料等として多量に使用されてきました。しかし、吸入することにより肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機構）では発がん物質と断定しました。現在は輸入・製品の製造が禁止されています。

建物の解体工事に伴う石綿除去などの作業は、周辺環境への飛散防止対策および作業従事者の健康保護が重要であるため、作業基準の遵守が義務付けられています。

(2) 事業者への規制

ア 法・条例に係る施設状況

「大気汚染防止法*」、「埼玉県生活環境保全条例*」により、ばい煙*、揮発性有機化合物*、粉じん*、炭化水素*類および有害大気汚染物質を排出する工場・事業場には、大気環境を保全するため、排出基準、構造基準および維持管理基準の遵守が義務付けられています。

大気汚染防止法に係る施設件数

(平成30年3月31日現在)

区分	施設の種類	工場	事業場	合計
ばい煙発生施設	ボイラー	16	90	106
	小型ボイラー	55	24	79
	金属溶解炉	39	0	39
	金属加熱炉	14	0	14
	骨材乾燥炉	2	0	2
	その他の乾燥炉	2	0	2
	電気炉	1	0	1
	廃棄物焼却炉	0	5	5
	銅、鉛、亜鉛の溶解炉	3	0	3
	ガスタービン	1	27	28
	ディーゼル機関	1	91	92
	ガス機関	5	5	10
	合計		139	242
揮発性有機化合物排出施設	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シートまたは剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	2	0	2
	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	4	0	4
	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	6	0	6
	合計	12	0	12
一般粉じん発生施設	堆積場	1	5	6
	コンベア	12	0	12
	破碎機・磨砕機	1	0	1
	ふるい	1	0	1
	合計	15	5	20

※ 工場とは、継続的にものの製造または加工のために使用される事業所

※ 事業場とは、工場以外の事業所

埼玉県生活環境保全条例に係る施設件数

(平成30年3月31日現在)

区分	施設の種類	工場	事業場	合計
発生施設 指定ばい煙	焙焼炉および焼結炉	2	0	2
	溶解炉（鋳造用）	2	0	2
	溶解炉（アルミニウム2次精錬用）	2	0	2
	廃棄物焼却炉	53	36	89
	合 計	59	36	95
発生施設 指定炭化水素類	給油用地下タンク	0	130	130
	ドライクリーニング用乾燥機	0	52	52
	製造設備	129	0	129
	使用施設	8	0	8
	合 計	137	182	319
発生施設 指定粉じん	堆積場	4	0	4
	コンベア	25	0	25
	破碎機・磨砕機	3	0	3
	破碎機（コンクリート用）	1	0	1
	ふるい	4	0	4
	バッチャープラント	11	0	11
	合 計	48	0	48

※ 条例では、小規模の施設も対象としているため、法対象施設と重複しているものがある（下線）

【ばい煙*発生施設としてのペット火葬炉】

ペット火葬炉の設置、使用にあたっては、「川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱」等を遵守し、炎の露呈や黒煙の排出防止に努めるほか、周辺住民等の良好な生活環境及び安全を損なうことのないよう十分な配慮が必要です。

イ 立入検査状況

法令に基づき、施設の設置事業者によるばい煙*量等の自主測定結果や施設の維持管理状況について立入検査を実施し、不適合が認められた事業所に対して改善指導しています。

また、吹付け石綿*が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業では、「大気汚染防止法*」に基づき届け出された特定粉じん*排出等作業に対して、事業者による隔離養生などの飛散防止対策を確認し、石綿が周辺環境へ飛散することなく適切に施工されるよう指導しています。

平成29年度 立入検査状況

区 分	項 目	届出事業所数	立入検査数		指導 件数
			事業所	施設	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	51	20	57	1
		116	36	120	0
	揮発性有機化合物排出施設	5	4	11	0
		0	0	0	0
	一般粉じん発生施設	7	1	3	0
		5	0	0	0
	特定粉じん排出等作業	1	1	1	0
15		18	29	0	
埼玉県生活環境 保全条例	指定ばい煙発生施設	56	16	16	2
		36	2	2	0
	指定炭化水素類発生施設	23	5	13	0
		47	0	0	0
	指定粉じん発生施設	18	1	10	0
		0	0	0	0
	有害大気汚染物質排出事業所	24	4	—	0
1		0	—	0	

※ 上段が工場、下段が事業場の数

※ 指導件数は、事業所に対する届出指導および施設に対する指導の合計数

※ 特定粉じん排出等作業における立入検査数の内訳は、事業所欄が作業実施件数、施設欄が工区数（平成28年度に届出受理した3事業所、7工区を含む）

※ 有害大気汚染物質排出事業所は届出義務がないため、特定化学物質取扱報告書より把握した事業所数

(3) 自動車の排出ガス

自動車の排出ガス規制は、昭和41年9月の一酸化炭素規制*から始まり、その後、規制対象物質の追加などにより、逐次規制が強化されてきました。その一方、自動車が普及したため、特に大都市周辺で窒素酸化物*、浮遊粒子状物質の減少が見られませんでした。そこで、更なる規制強化の必要性から、平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x法）」が公布され、その後の改正を経て、平成20年1月に現在の「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（自動車NO_x・PM法）*」が施行されました。

また、平成15年10月に八都県市（現「九都県市*」）によりディーゼル車規制が始まりました。これは、微粒子除去装置を装着していないディーゼル車に対して、八都県市への乗り入れを禁止するものです。この結果、特に浮遊粒子状物質について大幅な減少が見られました。

本市では、毎年6月に通行車両に対する街頭検査を実施し、関東運輸局埼玉運輸支局、川口警察署等の関係機関と合同で、自動車の排出ガス中の一酸化炭素および炭化水素*濃度の測定と定期点検実施の呼びかけを行っています。この他、アイドリングストップ*の励行、市民、事業者に対する啓発活動も行っています。

また、毎週水曜日をノーカーデーと定めて、職員の自家用車や公用車の積極的な使用抑制に取り組んでいます。

(4) 野外焼却

野外焼却とは、適正な設備を用いずにドラム缶などで廃棄物*等を焼却する行為で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例*」により原則として禁止されています。

こうした行為は、不完全燃焼を起こし、煙や悪臭*に加え、ダイオキシン類*や微小粒子状物質（PM2.5）*の発生につながります。

本市では、広報紙等による啓発やパトロールを実施するなど、野外焼却禁止の対策に取り組んでいます。

(5) 光化学スモッグによる被害の防止

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学スモッグ注意報等の発令を行います。さらに、重大緊急報（オキシダント濃度が0.40ppm以上）が発令された場合、オキシダント大量ばい煙発生事業者およびオキシダントばい煙発生事業者に対して、燃料使用量の削減を命令する等の緊急時の措置を行います。平成18年度以降、重大緊急報および警報（オキシダント濃度が0.20ppm以上）は発令されていません。

本市では、注意報等の発令があった場合、防災行政無線などを通じて市民に周知し、被害の未然防止を呼びかけています。

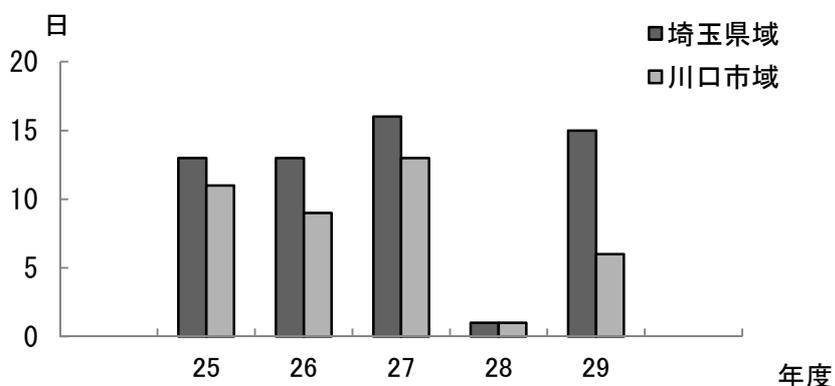
光化学スモッグ注意報の発令日数

年度	区 域	注 意 報 発 令 日 数						合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
25	埼玉県域	0	0	0	5	8	0	13
	川口市域	0	0	0	5	6	0	11
26	埼玉県域	0	0	3	7	3	0	13
	川口市域	0	0	1	5	3	0	9
27	埼玉県域	0	2	0	9	5	0	16
	川口市域	0	1	0	7	5	0	13
28	埼玉県域	0	0	0	1	0	0	1
	川口市域	0	0	0	1	0	0	1
29	埼玉県域	0	4	3	7	1	0	15
	川口市域	0	2	1	3	0	0	6

※ 川口市域は埼玉県域の県南中部地区に属する

※ 注意報の発令基準はオキシダント濃度が0.12ppm以上

光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化



(6) 微小粒子状物質 (PM2.5) による被害の防止

埼玉県では、微小粒子状物質 (PM2.5) *による健康被害防止の意識の高まりを受け、「埼玉県微小粒子状物質 (PM2.5) に係る注意喚起要綱」に基づき、午前、正午および夕方の予測判断方法により、暫定指針値の日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過すると予測される場合に注意喚起を行います。

本市では注意喚起が行われた場合、防災行政無線などを通じて市民に周知し、被害の未然防止を呼びかけます。

要綱が策定された平成25年3月から平成29年度末まで、埼玉県南部地域における注意喚起はありません。

埼玉県の注意喚起判断基準 (川口市を含む地域に適用)

午前の予測判断方法	県南部地域におけるPM2.5の一般大気環境測定局について、次の値を算出。 1. 測定局ごとに早朝3時間(4時から7時まで)の測定値の平均を算出 2. 1の値から2番目に大きい数値を決定 2番目に大きい数値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過している場合、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると判断する。
正午の予測判断方法	県南中部地区におけるPM2.5の一般大気環境測定局について、測定局ごとに午前中8時間(4時から12時まで)の測定値の平均を算出。 算出された平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過している測定局が存在する場合、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると判断する。
夕方の予測判断方法	県南中部地区におけるPM2.5の一般大気環境測定局について、【基準1】と【基準2】に沿って判断する。 【基準1】 午後から急激に濃度が上昇するケースに対応した基準 1つの測定局において、次の1から4を全て満たす場合 1. 13時から16時の3時間における測定値平均が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 2. 14時から17時の3時間における測定値平均が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 3. 0時から16時の16時間における測定値平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 4. 0時から17時の17時間における測定値平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 【基準2】 終日高濃度のケースに対応した基準 1つの測定局において、次の1・2を全て満たす場合 1. 0時から16時の16時間における測定値平均が $65\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 2. 0時から17時の17時間における測定値平均が $65\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 気象条件を考慮しつつ、【基準1】もしくは【基準2】に該当する測定局が存在する場合、1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると判断する。

※ 県南部地域は県南中部地区を含む地域のことをいう

埼玉県の注意喚起解除判断基準 (川口市を含む地域に適用)

解除の判断方法	県南中部地区における全てのPM2.5の一般大気環境測定局について、13時以降に次の1・2を全て満たした値に改善した場合に、注意喚起を解除する。 1. 1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 2. 引き続く1時間値が $40\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 隣接地区の濃度推移も考慮しつつ、判断する。 なお、解除の判断は19時30分までとし、それまでに解除されない場合、24時をもって自動解除とする。夕方の予測にて注意喚起を行うべきと判断された場合、解除基準を適用せず24時の解除とする。
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2節 ダイオキシン類

ダイオキシン類*は、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、主に廃棄物*の焼却によって発生します。

ダイオキシン類による汚染は、平成10年に大阪府において高濃度の土壌汚染*が見つかり、平成11年に埼玉県西部の産業廃棄物焼却施設密集地域における野菜の汚染が報道され、大きな社会問題となりました。これを受け、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法*」が施行されました。

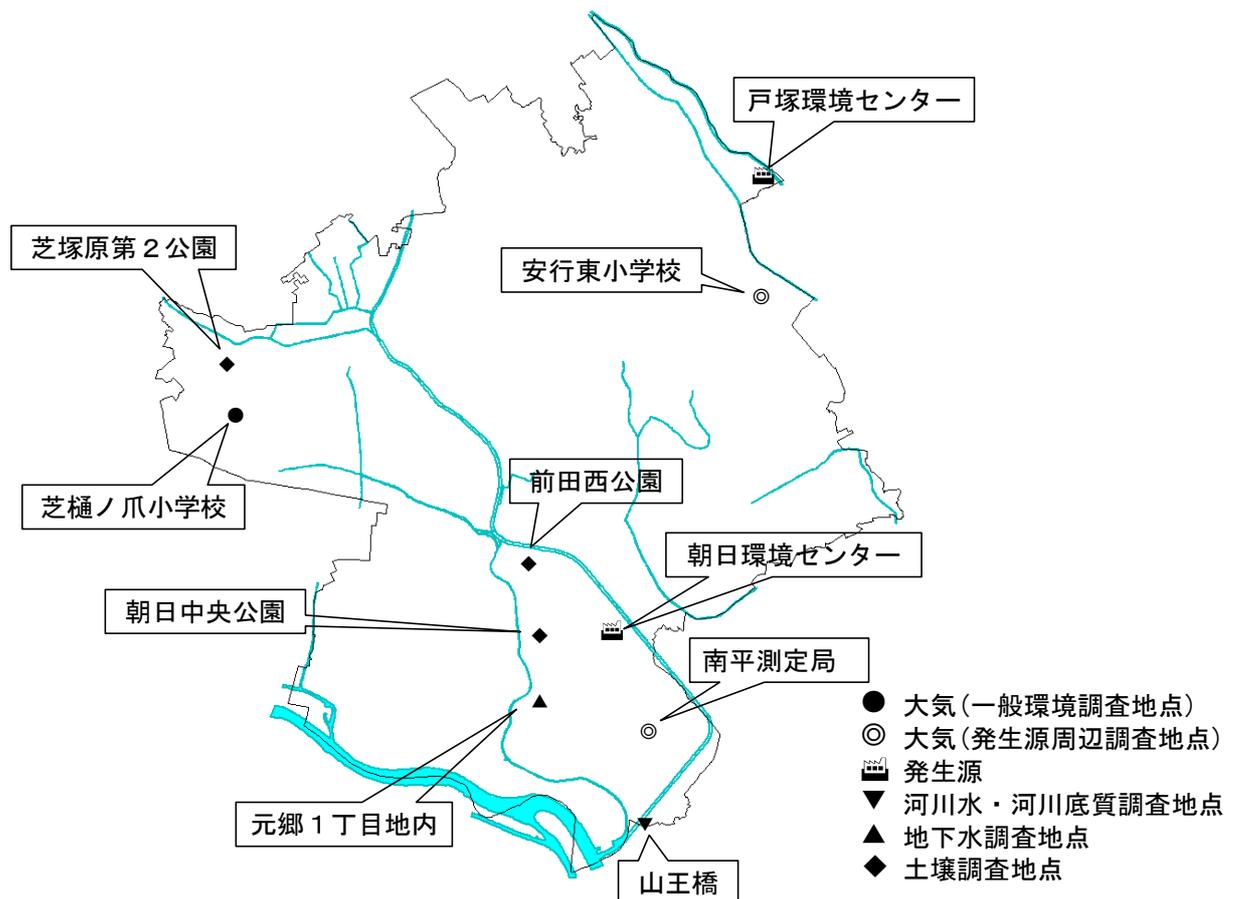
ダイオキシン類による汚染状況を把握するため、法令に基づき、毎年、「埼玉県ダイオキシン類大気常時監視*等実施計画」および「埼玉県ダイオキシン類常時監視に係る調査測定（公共用水域）実施計画」ならびに「川口市ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視実施計画」を策定し、調査を実施しています。

1 現況

「ダイオキシン類対策特別措置法*」により策定した実施計画に基づき、大気3地点（南平測定局、安行東小学校、芝樋ノ爪小学校）、河川水・河川底質1地点（新芝川（山王橋））で、常時監視*を実施しています。

市域全体の概況を把握するため、地下水は10年間、土壌は3年間で市内10地区をすべて調査するローリング方式で実施しています。

平成29年度 ダイオキシン類の調査地点図



平成29年度は、大気、河川の地点ならびに、地下水1地点および土壌3地点について測定を実施し、すべて環境基準*を達成しました。

平成29年度 ダイオキシン類測定結果

区分	測定地点	測定値	環境基準達成状況	環境基準
大気	南平測定局	0.044	○	0.6 (pg-TEQ/m ³)
	安行東小学校	0.053	○	
	芝樋ノ爪小学校	0.043	○	
河川水	新芝川(山王橋)	0.23	○	1 (pg-TEQ/L)
河川底質	新芝川(山王橋)	5.5	○	150 (pg-TEQ/g)
地下水	元郷1丁目地内	0.063	○	1 (pg-TEQ/L)
土壌	前田西公園	1.9	○	1000 (pg-TEQ/g)
	朝日中央公園	0.88	○	
	芝塚原第2公園	0.51	○	

※ 大気、河川水は年2回の平均値

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

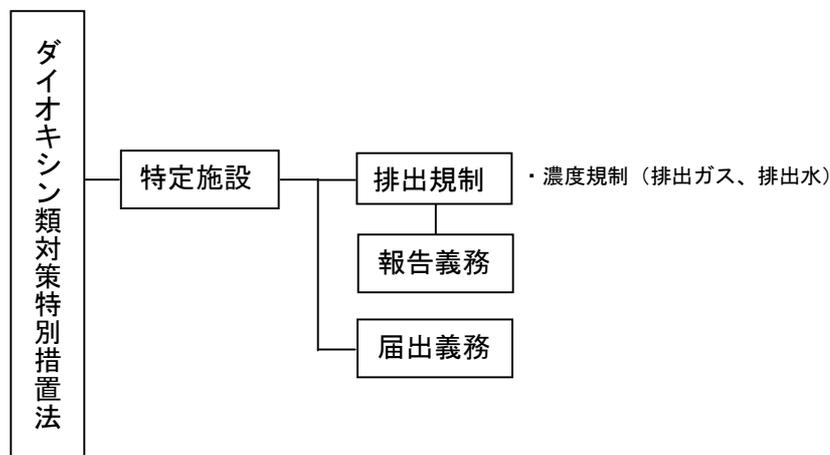
※ ダイオキシン類は、種類によって毒性が大きく異なることから、TEQ（毒性等量）として換算された値で表示する

2 対策

(1) 規制の体系

「ダイオキシン類対策特別措置法*」に定められる施設を設置している工場・事業場には、ダイオキシン類*による環境汚染の防止のため、排出基準の遵守、排出状況の測定等の規制が設けられています。

ダイオキシン類対策特別措置法 規制体系図（抜粋）



(2) 法に係る施設状況

法令では、ダイオキシン類*による環境汚染の防止のため、排出基準の遵守、排出状況の測定等が義務付けられています。

ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設件数

(平成30年3月31日現在)

施設名		施設件数
大気関係	製鋼用電気炉	1
	廃棄物焼却炉 (4 t/h 以上)	5
	廃棄物焼却炉 (50kg/h 以上 100kg/h 未満)	2
水質関係	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設、湿式集じん装置	3
	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	2
施設件数合計		13
事業所件数合計		5

(3) 立入検査状況

ダイオキシン類*に係る排出基準の遵守状況確認のため、法令に基づき設置者に対する立入検査を実施し、適正な運転管理の指導を行っています。

平成29年度 立入検査状況

施設名	対象事業所件数	立入検査数		指導件数
		施設件数	事業所件数	
大気関係	製鋼用電気炉	1	1	0
	廃棄物焼却炉	4	7	0
	小計	5	8	0
水質関係	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	1	1	0
合計		5	9	0

※ 水質関係施設は、循環使用または公共下水道接続により、公共用水域に排水を排出しないものを対象から除く

第3節 化学物質

1 現況

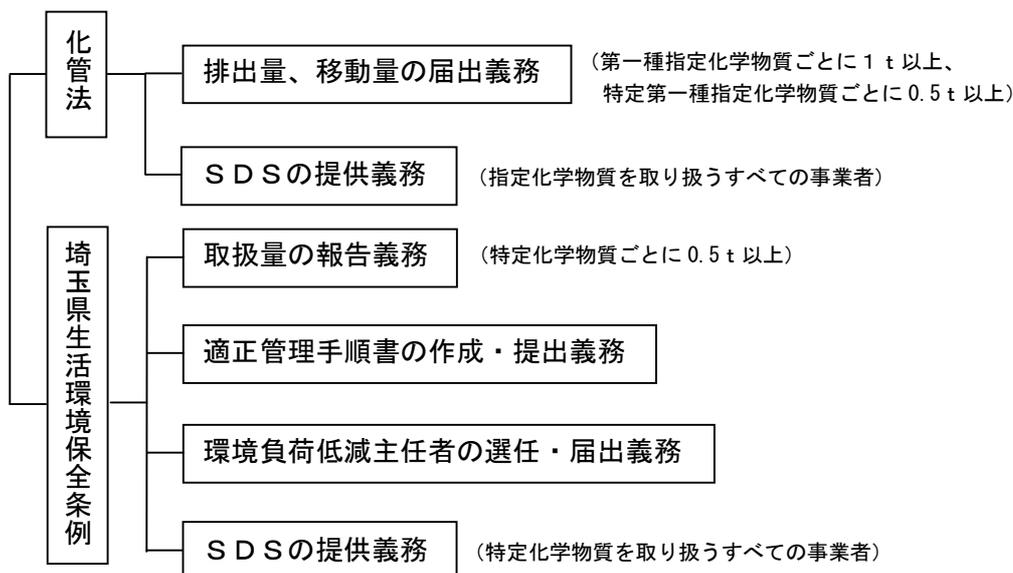
本市では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境への排出量を把握し、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進しています。

2 対策

(1) 法・条例に係る届出状況

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、人や生態系に有害なおそれがある化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、前年度の化学物質の環境中への排出量・取扱量等について届出・報告を行い、行政がその集計結果を公表することになっています。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）



※ SDS：化学物質の性状および取扱に関する情報を記載した安全データシート

特定化学物質の分類

(平成30年3月31日現在)

第一種指定化学物質 (462 物質)	人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められている物質
特定第一種指定化学物質 (15 物質)	第一種指定化学物質の中でも、発がん性などが認められる特に危険性が高い物質
第二種指定化学物質 (100 物質)	第一種指定化学物質に加え、使用量、製造量の増加により、相当広範な地域の環境において、今後、継続して存在することが見込まれる物質
第一種指定化学物質および第二種指定化学物質以外の物質 (44 物質)	人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質

化学物質管理制度に係る届出・報告件数

項 目		年 度		
		2 6	2 7	2 8
化 管 法	書面による届出	38	41	36
	磁気ディスクによる届出	0	0	0
	電子情報処理組織による届出	51	47	50
	合 計	89	88	86
県 条 例	紙面による報告	46	44	46
	電子申請・届出サービスによる報告	51	48	48
	合 計	97	92	94

(2) 排出量・移動量・取扱量

平成28年度は、化管法に基づき届出された第一種指定化学物質の排出量は176t、同じく事業所の外への移動や下水道への移動量は452tであり、排出量・移動量の合計は627tでした。

物質別の排出量では、トルエンが112tと突出していて、物質別の移動量では、トルエンが205t、マンガンおよびその化合物が137tでした。

また、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき報告された対象化学物質の取扱量は35,682tでした。

トルエンは、水に溶けにくく油などを溶かす性質があり、油性塗料や接着剤などの溶剤のほかガソリンにも含まれており、全国で最も排出量の多い化学物質となっています。

マンガンは地球上には比較的豊富に存在しており、合金の原料や鉄鋼製品を製造するときの添加物などとして使われます。また、マンガンの化合物には乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガン、除菌や消臭に使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。

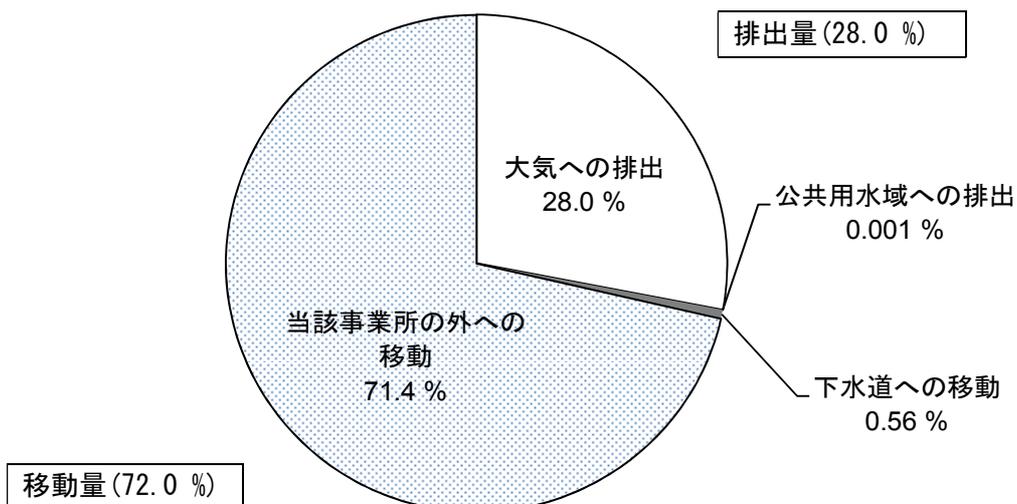
第一種指定化学物質の排出量・移動量

(単位：t)

項 目	年 度	年 度		
		2 6	2 7	2 8
排出量	大気への排出	172	170	176
	公共用水域への排出	0.005	0.008	0.005
	土壌への排出	0	0	0
	埋立処分	0	0	0
	排出量合計	172	170	176
移動量	下水道への移動	4	3	3
	事業所の外への移動	342	435	448
	移動量合計	346	438	452
排出量・移動量合計		518	607	627

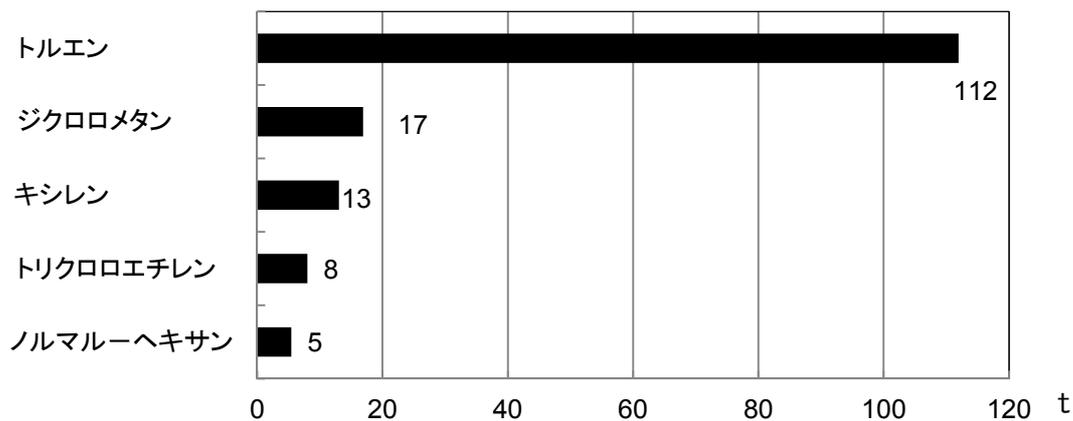
※ 排出量・移動量を四捨五入しているため、合計は一致しない

平成28年度 排出量・移動量の割合

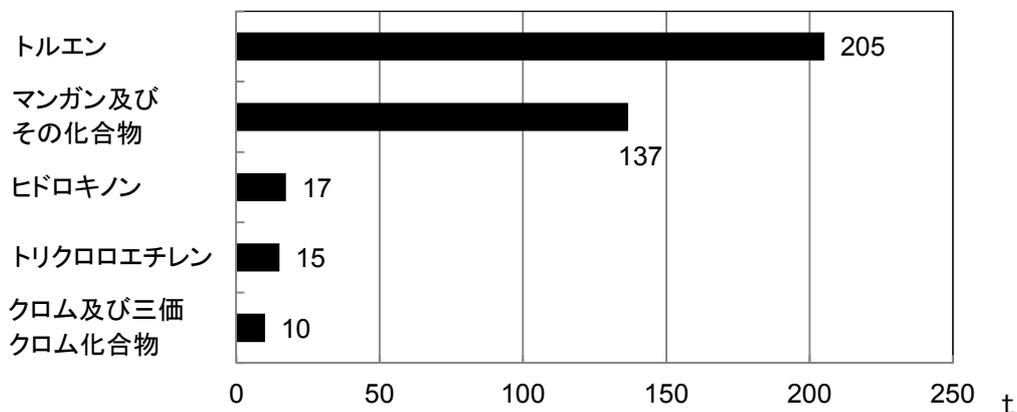


※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

平成28年度 排出量上位5物質



平成28年度 移動量上位5物質



平成28年度 取扱量の内訳

(単位：t)

項目	物質	対象化学物質			合計
		第一種指定化学物質	第二種指定化学物質	第一種指定化学物質および第二種指定化学物質以外の物質	
取扱量		30,306 (30,399)	91 (86)	5,285 (5,896)	35,682 (36,381)
	使用量	8,995 (8,825)	25 (20)	5,135 (5,434)	14,154 (14,279)
	製造量	1,407 (1,425)	66 (66)	146 (462)	1,620 (1,953)
	取り扱う量	19,903 (20,044)	0 (0)	0 (0)	19,903 (20,044)

※ 取扱量とその内訳は有効数字の関係で一致しない

※ () 内は平成27年度のデータ

(3) 取扱事業者のその他義務

「埼玉県生活環境保全条例*」では、特定化学物質の取り扱いにより生ずる環境への負荷を低減するため、対象となる事業所ごとに、環境負荷低減主任者の選任と、化学物質の適正管理体制や取り扱い方法等について整理した特定化学物質等適正管理手順書の提出が義務付けられています。

第4節 水環境

本市では、「水質汚濁防止法*」により、埼玉県が策定した「埼玉県公共用水域*水質測定計画」および「埼玉県地下水質測定計画」に基づき、「川口市公共用水域測定計画」および「川口市地下水質調査実施計画」を策定し、水質調査を実施しています。

平成29年度 水環境の調査地点図



※ 河川等の読み方

藤右衛門川(とううえもんかわ)、豎川(たてかわ)、論處(ろんしょ)、舎人(とねり)

1 現況

(1) 各河川の水質

「埼玉県公共用水域*水質測定計画」で埼玉県が定めた2地点（新芝川（山王橋）、藤右衛門川（論處橋））の他に、本市が策定した「川口市公共用水域測定計画」に基づき、7地点（芝川（在家橋・天神橋・青木橋）、豎川（新橋）、毛長川（舎人橋）、伝右川（新伝右橋）、綾瀬川（綾瀬新橋））、計9地点について、水質調査を実施しています。

人の健康を損なうおそれのある物質として定められた健康項目、BOD（生物学的酸素要求量）等の生活環境項目などについて、測定を実施しています。平成29年度の健康項目については、すべての地点で環境基準*を達成しました。BOD75%値*についても、すべての地点で環境基準を達成しました。

BODは、有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいくほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示します。

BOD75%値は、河川の流量が少ない時の水質の把握が困難であるため、測定された年度のデータのうち、75%以上のデータが基準値を達成することをもって評価しています。月1回の測定の場合（年12回測定）、水質の良い方から9番目の測定値が75%値となります。

BOD75%値の環境基準達成状況

（単位 mg/L）

河川	水域類型	調査地点	年度					環境基準
			25	26	27	28	29	
芝川	D	在家橋	○(4.8)	○(3.6)	○(4.4)	○(4.0)	○(4.4)	8以下
		天神橋	○(4.5)	○(3.4)	○(4.2)	○(4.2)	○(4.0)	
		青木橋	×(8.1)	○(6.8)	×(10)	×(10)	○(7.7)	
新芝川	D	山王橋	○(4.0)	○(2.0)	○(2.8)	○(2.9)	○(2.1)	8以下
綾瀬川	C	綾瀬新橋	○(3.4)	○(2.7)	○(3.2)	○(3.2)	○(3.9)	5以下

※ 「○」は達成、「×」は非達成を示す

※ 環境基準が定められている5地点を掲載

※ 水域類型は、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目では、立地・利水等の状況により類別され、公共用水域ごとの異なる基準が指定されている。

河川については、AA、A、B、C、D、Eまでの6分類となっている。

ア 芝川水系(4地点：D類型)

芝川は天神橋の下流で芝川と新芝川に分岐しています。

青木水門から下流の芝川は、勾配がほとんどなく青木水門と領家水門によって閉鎖されているため、降雨時に周辺からの流入水の影響を受けやすくなっています。

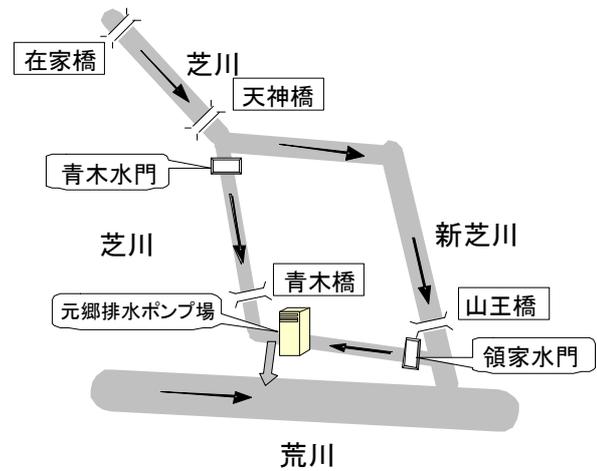
芝川は新芝川を経て荒川に合流しています。

水質調査については、芝川(在家橋・天神橋・青木橋)、新芝川(山王橋)、の合計4地点について実施しています。

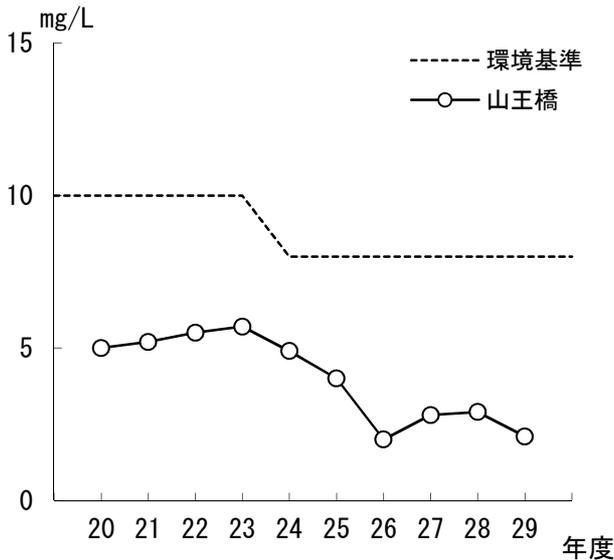
このうち山王橋は、埼玉県の設定計画で定められている環境基準点となっています。

近年のBOD75%値*は、青木橋を除いて改善しています。

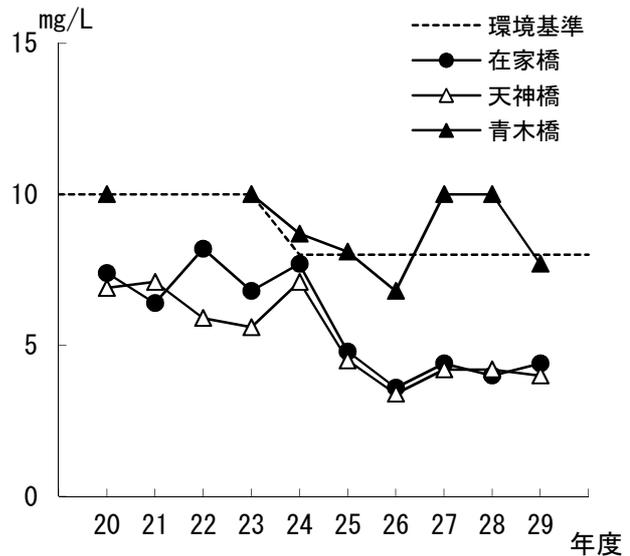
芝川水系概略図



新芝川(山王橋)
BOD75%値の経年変化



芝川(在家橋・天神橋・青木橋)
BOD75%値の経年変化



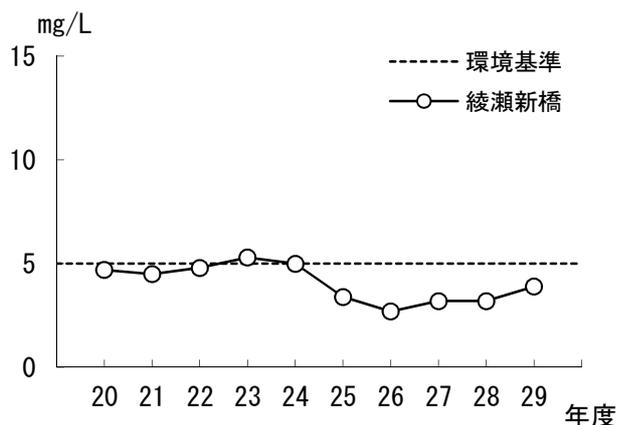
※ 青木橋の平成21年度および平成22年度の測定は、河川工事のため、欠測

イ 綾瀬川（1地点：C類型）

綾瀬川は、本市の北東部にあり、越谷市や草加市との市境を流れて東京都葛飾区で中川に合流しています。

昭和55年から連続して15年間、国が管理する河川の中で、最も汚れた川とされていましたが、近年は水質の改善が進んでいます。

綾瀬川（綾瀬新橋）
BOD75%値の経年変化



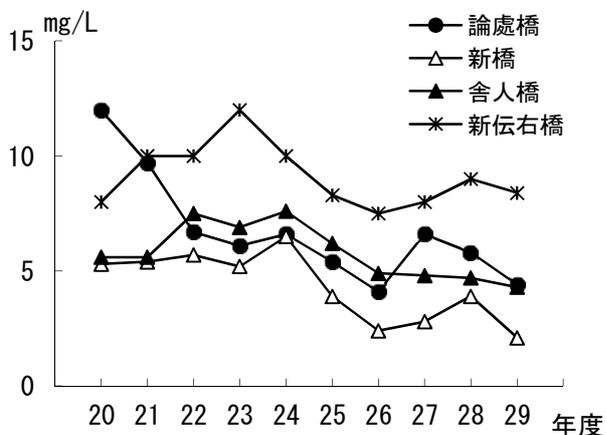
ウ その他の河川（4地点）

本市の柳崎を流れ、芝川に合流する藤右衛門川（論處橋）、芝から上青木を流れ芝川に合流する豎川（新橋）、安行慈林から本蓮を流れる毛長川（舎人橋）および東川口から安行吉蔵を流れる伝右川（新伝右橋）の合計4地点について水質調査を実施しています。

このうち藤右衛門川（論處橋）は、埼玉県測定計画で定められている測定地点です。

近年、これらの河川のBOD75%値*は改善しています。

藤右衛門川等4河川
BOD75%値の経年変化



※ 河川工事のため、平成22年度の毛長川については新砂子路橋、平成24、25年度の伝右川については吉長橋で測定
※ 豎川は平成23年度まで豎前橋で測定

(2) 河川底質

新芝川（山王橋）、藤右衛門川（論處橋）において毎年1回、河川底質の調査を実施しています。総水銀、PCB*については暫定除去基準が定められていますが、いずれも基準を下回っています。

平成29年度 河川底質調査結果

(単位：mg/kg 乾泥)

項目 \ 河川	新芝川 (山王橋)	藤右衛門川 (論處橋)	暫定除去基準
総水銀	0.035	0.021	25 以上
アルキル水銀	不検出	不検出	—
PCB	<0.05	<0.05	25 以上

※ 表中の「—」は暫定除去基準の未設定を示す

(3) 地下水

本市では、埼玉県が策定した「地下水質測定計画」に基づき、「川口市地下水水質調査実施計画」を策定し、概況調査および継続監視調査を実施しています。

概況調査は、地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する調査で、本市を16区画（概ね2km四方）に区分し、毎年、2区画ずつ調査を行い、8年間ですべての調査区画を調査するローリング方式で実施しています。

継続監視調査は、過去の調査により汚染が確認された井戸について、継続的な監視を行うため、毎年同じ時期に調査を実施しています。

平成29年度については、概況調査の2地点で環境基準*を達成し、継続監視調査の4地点のうち2地点（本町・東貝塚）で、環境基準を超過しました。

概況調査結果

項目	年度				
	25	26	27	28	29
調査井戸数	2	2	2	2	2
環境基準超過井戸数	0	0	0	0	0
環境基準超過項目数	0	0	0	0	0

平成29年度 継続監視調査結果

(単位：mg/L)

項目	調査地点				環境基準
	本町	東貝塚	赤山	戸塚	
1,1-ジクロロエチレン	0.002	—	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.049	—	—	—	0.04以下
トリクロロエチレン	0.055	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素および 亜硝酸性窒素	—	11	6.3	8.1	10以下

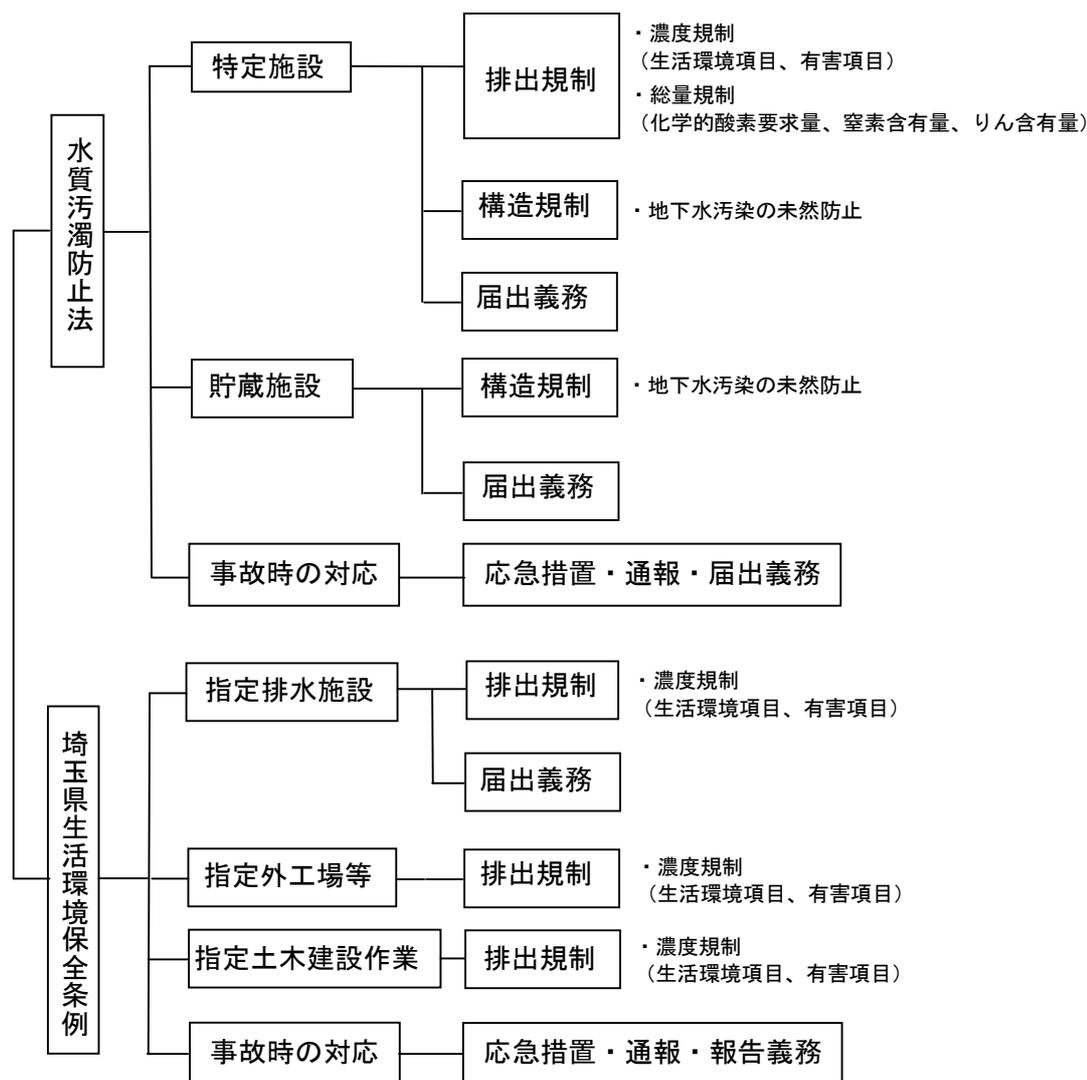
※ 表中の「—」は未測定を示す

2 対策

(1) 規制の体系

「水質汚濁防止法*」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置している事業所には、公共用水域*や地下水における水質汚濁*の防止のため、次のとおり規制が設けられています。

水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）



(2) 事業者への規制

ア 法・条例に係る事業所状況

「水質汚濁防止法*」、「埼玉県生活環境保全条例*」により、汚水や廃液を発生する事業所には、公共用水域*の水質汚濁*防止のため、排水基準の遵守、汚染状態の測定等が義務付けられています。また、平成24年6月に「改正水質汚濁防止法*」が施行され、地下浸透防止の構造等に関し規制が設けられました。

水質汚濁防止法（第5条第1項関係）に係る特定事業場件数

（平成30年3月31日現在）

号番号	業種・施設名	件数		監視対象	
			下水		下水
2	畜産食料品	2	1	0	0
3	水産食料品	2	0	0	0
4	保存食料品	2	0	0	0
5	みそ・他	2	1	1	0
8	パン・他	1	1	0	0
16	めん類	2	0	0	0
17	豆腐・煮豆	3	1	0	0
19	紡績業・他	1	0	0	0
23	パルプ・紙	1	0	1	0
23-2	新聞業・他	6	3	0	0
27	無機化学工業	2	2	1	1
35	有機ゴム製品	2	2	2	2
38	せっけん	1	1	0	0
47	医薬品製造	1	0	1	0
53	ガラス・他	1	0	0	0
55	パッチャープラント	9	1	0	0
61	鉄鋼業	1	0	1	0
63	金属製品・他	8	1	1	0
64-2	水道施設	3	0	1	0
65	酸・アルカリ	32	21	6	0
66	電気めっき	16	9	7	0
66-3	旅館業	8	1	6	0
66-4	共同調理場	2	2	0	0
66-5	弁当仕出・他	2	2	0	0
67	洗濯業	73	35	4	0
68	写真現像業	8	4	1	0
70-2	自動車分解整備事業	1	0	1	0
71	車両洗淨施設	43	11	1	0
71-2	試験研究機関	6	4	1	0
71-3	一般廃棄物	1	0	1	0
71-5	TCE 洗淨施設	3	3	0	0
72	し尿処理施設	8	0	8	0
2001	指定地域	34	0	34	0
合計		287	106	79	3

※ 「号番号」は、水質汚濁防止法施行令別表第一で定める特定施設の番号を示す

※ 「下水」は、分流式下水道区域の特定事業場件数

※ 「監視対象」は、排水基準が適用される特定事業場

※ 2つ以上の異なる号番号の特定施設を併設する特定事業場については、代表する特定施設のみ計上する

水質汚濁防止法（第5条第3項関係）に係る各事業場件数

（平成30年3月31日現在）

有害物質使用特定事業場	27 (4)
有害物質貯蔵指定事業場	13

※（）内は、有害物質使用特定事業場のうち、有害物質貯蔵指定事業場を設置している件数

埼玉県生活環境保全条例に係る指定排水工場等件数

（平成30年3月31日現在）

記号	施設名	件数
ロ	共同調理場	1(1)
ハ	特定給食施設	7(5)
ニ	コルゲートマシン	1(0)
ホ	飲食店	3(1)
合 計		12(7)

※ 記号は、埼玉県生活環境保全条例別表第二第四号で定める指定排水施設の記号を示す

※（）内は、指定排水工場のうち、水質汚濁防止法の特定施設も設置している件数

【住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行】

「住宅宿泊事業法」は、いわゆる民泊事業に対して一定のルールを定め、健全なサービスの普及を図るものとして、平成30年6月15日に新たに施行された法律です。事業を営む上で、「水質汚濁防止法*」の特定施設として該当する場合があります。

イ 立入検査状況

法令に基づき、立入検査を実施し、排水基準を超過した事業所に対して指導を行い、不適合の原因、対策の報告を求めています。

平成29年度 立入検査状況

	立入検査 件数	排水基準 適合件数	排水基準 超過件数	一時 停止 命令	改善 命令	改善 勧告	改善 注意	改善 通知
水質汚濁防止法	124	103	21	0	0	2	1	18
埼玉県生活環境保全条例	7	1	6	0	0	0	2	4
合 計	131	104	27	0	0	2	3	22

(3) 生活排水

近年の河川の水質は、事業所への規制強化や事業者の自主的な取り組み、また、公共下水道の整備により、年々改善の傾向にあります。

かつての汚濁原因は、工場排水によるものが占めていましたが、近年は、生活排水*が関与しており、更なる水質改善のため、生活排水対策が重要な施策となっています。

本市では、「浄化槽法」に規定された維持管理の助言、指導を徹底するとともに、汲み取り便所または単独処理浄化槽（し尿のみを処理するもの）から合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を処理するもの）への転換促進等を目的とした、浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、汚濁負荷の低減に取り組んでいます。

浄化槽法に規定された維持管理

項目	清掃（第10条）	保守点検（第10条）	法定検査（第7、11条）
回数	年1回以上	種類や規模ごとの回数	年1回
依頼先	市の許可業者	市の登録業者	県の指定検査機関

平成29年度 浄化槽設置整備事業補助金交付件数

人槽区分	件数
5人槽	2
6～7人槽	0
8～10人槽	0
合 計	2

※ 下水道事業計画策定区域以外の地域が補助対象

(4) 公共用水域の異常水質

異常水質の原因には、油や着色水の流出や、水質の悪化による魚類のへい死などがあります。

このような場合には直ちに、埼玉県や本市が策定した事故対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、原因物質・発生源の特定や、被害の拡大・拡散防止に取り組んでいます。

平成29年度 異常水質事故の発生件数

原因	件数
油の流出	3
着色水の流出	1
魚類のへい死	1
合計	5

【異常水質でない場合（鉄バクテリア）】

水たまりや河川などの表面に光る油膜のようなものを見たことはあるでしょうか。

それは、油ではなく鉄バクテリアという細菌が作り出した「鉄の酸化皮膜」かもしれません。鉄バクテリアは土壌中に広く生息しています。そのため、鉄分を多く含む赤土などにできた水たまりや湖、その一帯を流れる河川では、鉄の酸化皮膜が見られることがあります。油の流出による異常水質事故ではありません。

第5節 土壌汚染・地盤沈下

1 土壌汚染

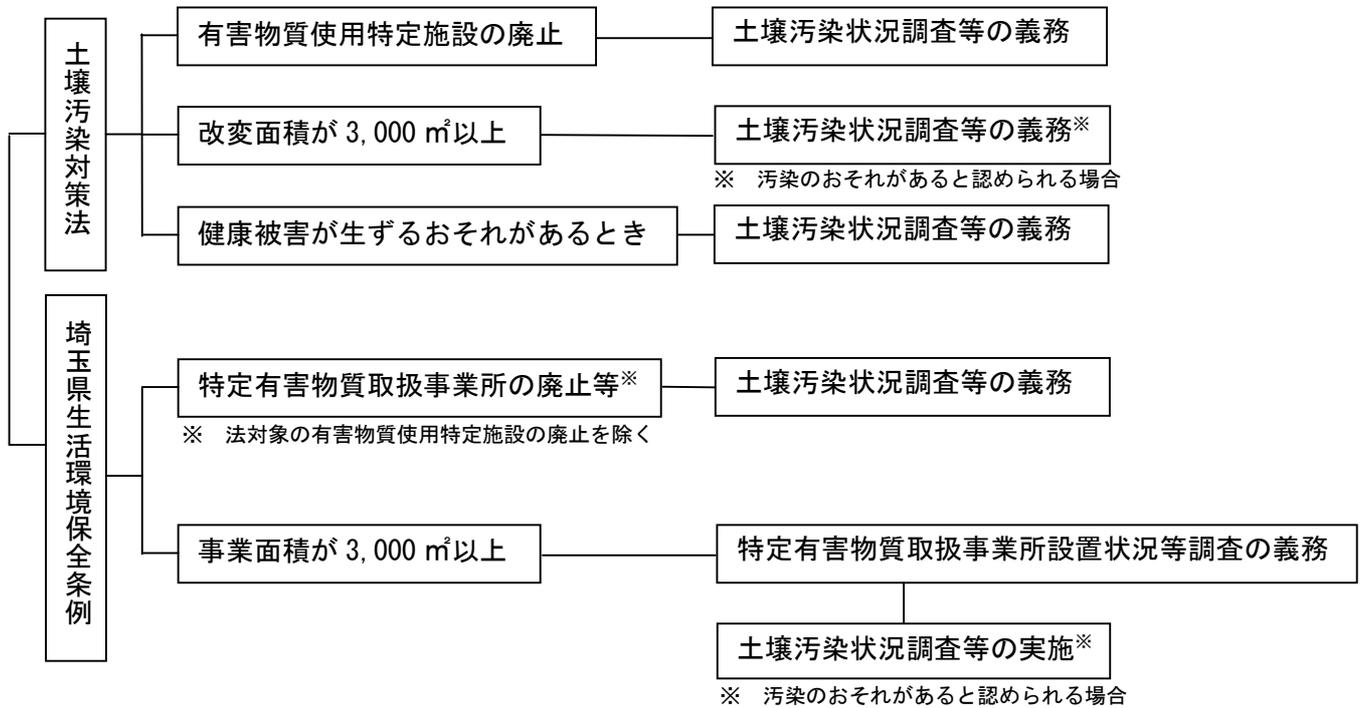
(1) 概況

「土壌汚染対策法*」や「埼玉県生活環境保全条例*」では、特定有害物質を使用等する施設の廃止時や一定規模（3,000m²）以上の土地において汚染のおそれがある場合等の土壌調査の実施、汚染が判明した場合の措置等を定めています。

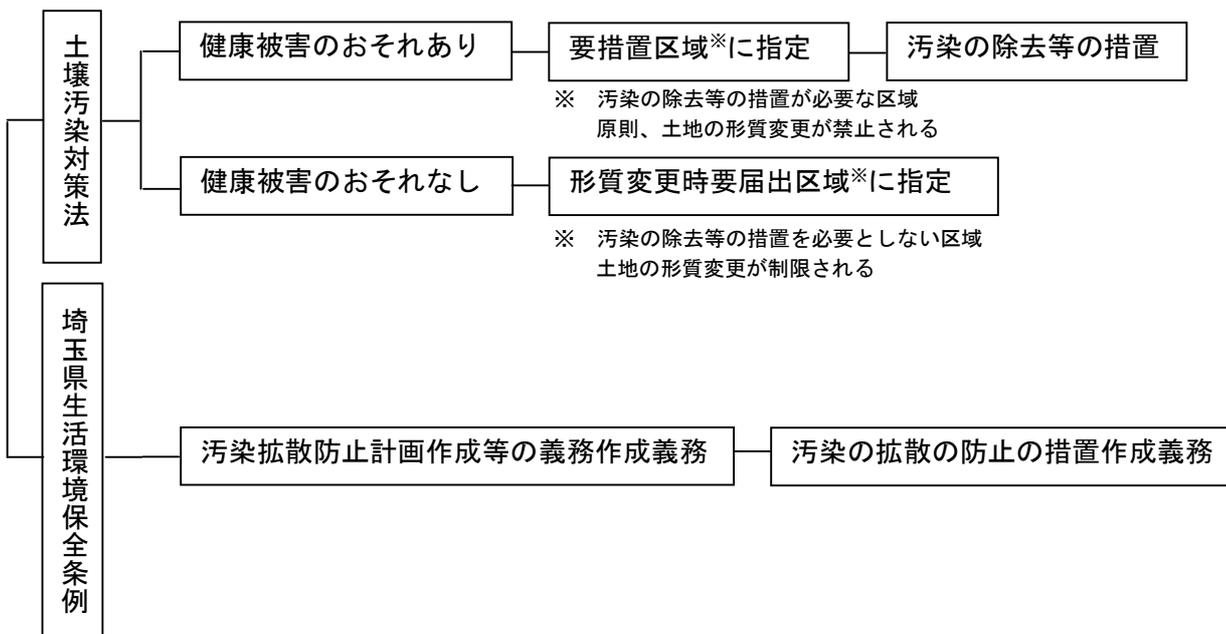
また、土壌調査をした結果、指定基準を超過する汚染が判明した土地においては、健康被害のおそれの有無を判断し、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定、公示します。

土壌汚染対策法・埼玉県生活環境保全条例 調査体系図（抜粋）

◆ 調査の契機と種類の流れ



◆ 調査で汚染が判明した場合の措置等の流れ



(2) 土地所有者等への指導

法令により、土地の所有者等には、実施した土壤汚染*状況調査の報告や変更の届出等の提出が義務付けられています。

特定有害物質による汚染が判明した場合、対策の指導や措置の指示をするほか、土壤汚染の未然防止のため、「水質汚濁防止法*」の施設設置の届出等がなされた際に事前指導も行っています。

平成29年度 土壤汚染対策法に基づく届出・報告件数

種 別	件数
土壤汚染状況調査結果報告書	2(1)
第3条第1項ただし書の確認申請書	4
土地利用方法変更届出書	1
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	13
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	6
指定の申請書	1
汚染土壤の区域外搬出届出書	4
土壤の基準適合認定申請書	1
措置完了報告書	3
合 計	35

※ ()内は、報告のうち、汚染が認められた件数

指定区域の指定状況

(平成30年3月31日現在)

要措置区域	形質変更時要届出区域
3	9

平成29年度 埼玉県生活環境保全条例に基づく報告件数

種 別	件数
特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書	13
土壤汚染状況調査結果報告書	2(1)
汚染処理計画作成報告書	0
汚染拡散防止計画作成報告書	0
汚染処理（汚染拡散防止措置）完了報告書	0
合 計	15

※ ()内は、報告のうち、汚染が認められた件数

2 地盤沈下

地盤沈下*の観測は、国および埼玉県が行っています。市内では、国が管理する3カ所および県が管理する18カ所で観測されています。

地盤沈下を防止するためには、過剰な地下水の汲み上げを規制することが不可欠です。近年では、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」の適切な運用や、埼玉県による水源転換の促進、「埼玉県生活環境保全条例*」による地下水採取規制により、沈静化の傾向にあります。

また、渇水により地下水位が基準水位を下回った場合、「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」に基づき、大量採取事業者へ地下水採取抑制の要請を行うことになってはいますが、要請に至ったことはありません。

なお、平成23年は、東北地方太平洋沖地震の影響により、地殻全体が沈下したものと考えられています。

揚水施設件数

(平成30年3月31日現在)

根拠法令	事業所件数	施設件数
工業用水法	0	0
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	0	0
埼玉県生活環境保全条例	許可揚水施設	43
	届出揚水施設	106

※ 法律は用途が限定され、揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超える揚水施設に対し、施設基準が定められている

※ 条例は法律の規制対象外の揚水施設に対し、施設基準が定められ、市内にあつては揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超える施設を「許可揚水施設」、6cm²以下の施設を「届出揚水施設」としている

本市における最大地盤沈下量

(単位：mm)

年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
最大沈下量	7	7	—	13	37	6	2	4.0	0.5	9.0

※ 埼玉県地盤沈下調査報告書より

※ 表中の「—」は沈下なしを示す

(2) 自動車騒音・道路交通振動

平成29年度は、8地点の自動車騒音・道路交通振動の測定を実施しました。
 なお、道路交通振動は、「振動規制法*」に準じた測定結果です。

平成29年度 幹線交通を担う道路における自動車騒音・道路交通振動測定結果

地点 番号	対象道路	測定地点	時間帯	騒音	振動
				等価騒音 レベル L _{Aeq} (dB)	時間率振動 レベル L ₁₀ (dB)
①	国道122号	朝日2-28-13付近	昼間	69	47
			夜間	67	43
②	県道さいたま川口線	柳崎1-19-10付近	昼間	64	44
			夜間	60	37
③	県道さいたま草加線	新井宿700付近	昼間	66	42
			夜間	62	35
④	県道台東川口線	江戸1-18付近	昼間	64	44
			夜間	60	39
⑤	県道さいたま 鳩ヶ谷線	石神896-5付近	昼間	66	49
			夜間	62	41
⑥	県道東京川口線	領家3-14-1付近	昼間	68	43
			夜間	65	38
⑦	県道大間木蕨線	柳崎1-23-16付近	昼間	61	36
			夜間	58	30
⑧	市道幹線49号線	戸塚3-18-27付近	昼間	69	50
			夜間	64	41

(3) 自動車騒音の面的評価

平成29年度の騒音測定結果に基づき、8路線8評価区間について自動車騒音の面的評価*を行いました。

自動車騒音の環境基準*の達成率（評価対象住居等戸数に対し、昼間・夜間とも基準値以下であった住居等戸数の割合）は、97.6%となっています。

平成29年度 自動車騒音の環境基準達成状況

地点番号	評価対象道路	評価区間の延長 km	評価対象住居等戸数		昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
			戸	戸	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
①	国道122号	2.6	1,077	960	89.1	117	10.9	0	0.0	0	0.0	
②	県道さいたま川口線	1.9	517	514	99.4	3	0.6	0	0.0	0	0.0	
③	県道さいたま草加線	3.3	1,044	1,039	99.5	3	0.3	0	0.0	2	0.2	
④	県道台東川口線	2.1	174	172	98.9	0	0.0	0	0.0	2	1.1	
⑤	県道さいたま鳩ヶ谷線	3.4	1,100	1,065	96.8	7	0.6	0	0.0	28	2.5	
⑥	県道東京川口線	2.9	1,427	1,420	99.5	4	0.3	0	0.0	3	0.2	
⑦	県道大間木蕨線	1.6	910	907	99.7	3	0.3	0	0.0	0	0.0	
⑧	市道幹線49号線	7.8	2,512	2,474	98.5	11	0.4	0	0.0	27	1.1	

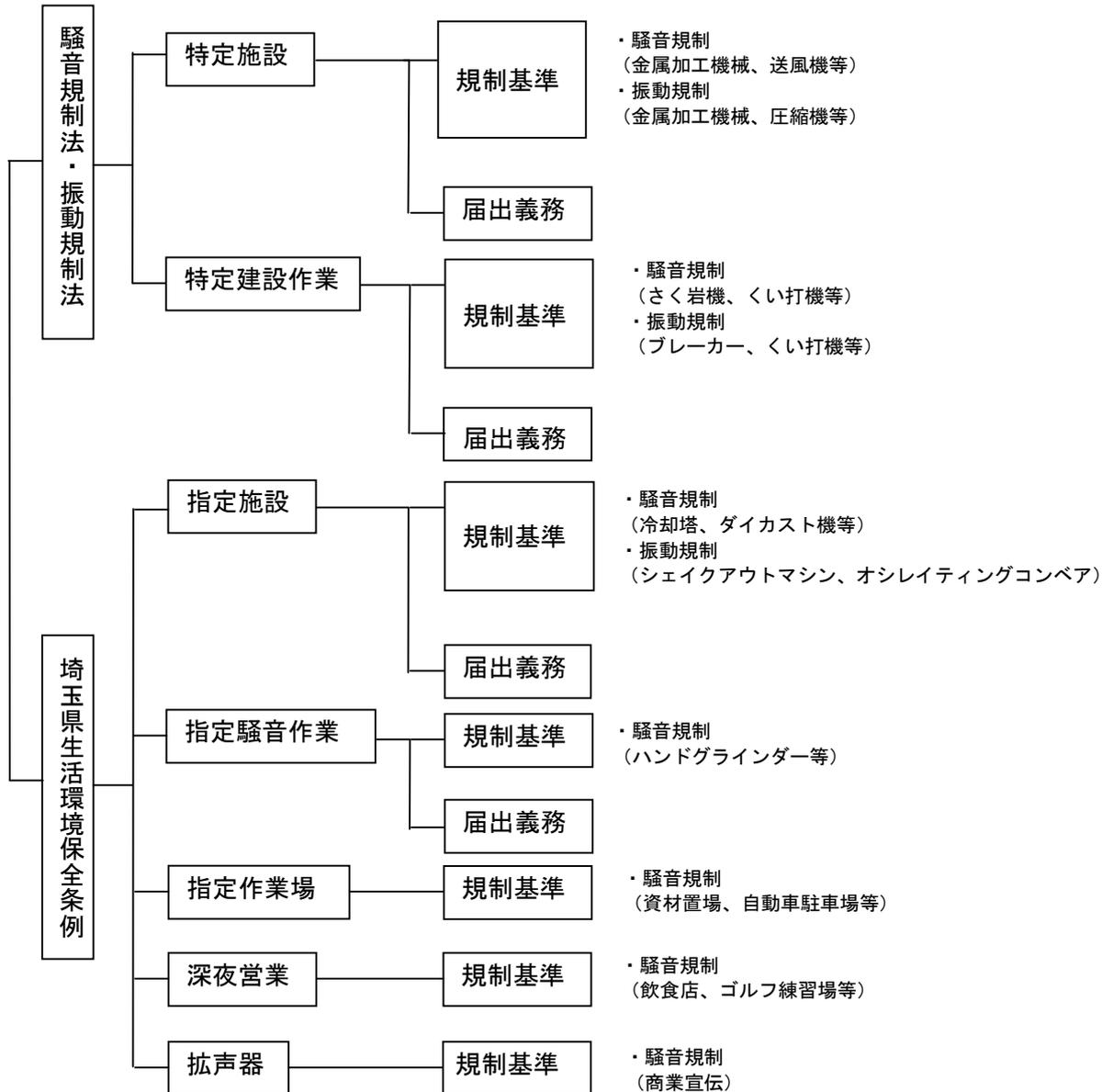
※ 割合（%）は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

2 事業者への規制

(1) 規制の体系

「騒音規制法*」、「振動規制法*」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置している事業所や、建設作業を実施する事業者等には、近隣の生活環境を保全するため、次のとおり規制が設けられています。

騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）



(2) 法・条例に係る施設状況

「騒音規制法*」、「振動規制法*」および「埼玉県生活環境保全条例*」により、著しく騒音や振動を発生する施設を設置、または作業を開始する事業所には、規制基準の遵守が義務付けられています。

騒音規制法・振動規制法に係る特定施設件数

(平成30年3月31日現在)

騒音規制法

特定施設の種類	件数
金属加工機械	1,074
圧延機械	16
製管機械	4
ベンディングマシン	55
液圧プレス	248
機械プレス	483
せん断機	132
鍛造機	13
ワイヤーフォーミングマシン	39
ブラスト	31
タンブラー	5
切断機	48
空気圧縮機及び送風機	1,662
空気圧縮機	572
送風機	1,090
土石用破碎機	24
建設用資材製造機械	12
穀物用製粉機	10
木材加工機械	89
抄紙機	3
印刷機械	310
合成樹脂用射出成形機	325
鋳造型機	36
合計	3,545
事業所数	734

振動規制法

特定施設の種類	件数
金属加工機械	1,124
液圧プレス	241
機械プレス	692
せん断機	184
鍛造機	6
ワイヤーフォーミングマシン	1
圧縮機	505
土石用破碎機	14
コンクリート製造機	4
印刷機械	237
ロール機	36
合成樹脂用射出成形機	278
鋳造型機	34
合計	2,232
事業所数	493

※ 土石用破碎機：土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機

※ コンクリート製造機：コンクリートブロッカマシン、コンクリート管造製機械及びコンクリート柱製造機械

※ ロール機：ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機

※ 木材加工機械は、規模により法律と条例に届出が区分されます

埼玉県生活環境保全条例に係る指定騒音施設・指定振動施設件数

(平成30年3月31日現在)

指定騒音施設

指定騒音施設の種類	件数
木材加工機械	446
合成樹脂用粉碎機	89
ペレタイザー	40
コルゲートマシン	4
シェイクアウトマシン	13
ダイカスト機	70
冷却塔	312
合 計	974
事業所数	336

指定振動施設

特定施設の種類	件数
シェイクアウトマシン	16
オシレイティングコンベア	24
合 計	40
事業所数	14

埼玉県生活環境保全条例に係る指定騒音作業件数

(平成30年3月31日現在)

指定騒音作業の種類	件数
業として金属板のつち打加工を行う作業	28
業としてハンドグラインダーを使用する作業	205
業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	21
合 計	254
事業所数	224

(3) 特定建設作業

特定建設作業*は建設作業の中でも著しく騒音・振動を発生させる作業であり、「騒音規制法*」、「振動規制法*」により、実施する事業者には、作業時間や規制基準の遵守が義務付けられています。

騒音・振動の防止のために、事業者に対し、騒音・振動が発生しない工法の選択や、近隣住民への事前説明等を指導しています。

騒音規制法・振動規制法に係る特定建設作業の実施件数

特定建設作業の種類		年 度				
		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
騒音規制法	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	1	4	4	6
	さく岩機を使用する作業	107	105	129	120	114
	空気圧縮機を使用する作業	12	5	10	7	10
	バックホウを使用する作業	0	2	0	0	0
合 計		121	113	143	131	130
振動規制法	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	1	6	4	6
	ブレーカーを使用する作業	76	75	85	82	89
	合 計	78	76	91	86	95

(4) 指定作業場

「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、指定作業場（一定規模以上の資材置場、自動車駐車場、トラックターミナル）で作業を行っている事業所には、騒音・振動の規制基準が定められています。指定作業場に係る苦情が申し立てられた際は、適切に作業を実施するように指導しています。

(5) 深夜営業騒音

「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、飲食店における深夜営業騒音等には、規制基準が定められています。

カラオケのような音響機器を飲食店等が設置する際は、規制内容を事前指導し、また、夜間パトロールを行い、騒音の防止に取り組んでいます。

平成29年度は、事前指導件数を59件、夜間パトロールを8回実施しました。

(6) 拡声器騒音

「埼玉県生活環境保全条例*」に基づき、商業宣伝を目的とした拡声器の使用について、規制基準が定められています。

拡声器騒音の未然防止のため、一部の事業者に対して適切な拡声器の使用を指導しています。

【鉄道騒音・振動対策の取り組み】

東京都・埼玉県の武蔵野線沿線（吉川市を除く）の13市で、武蔵野線公害対策連絡協議会を構成し、関係自治体と共に武蔵野線沿線公害に関する情報を集約し、環境保全を推進しています。

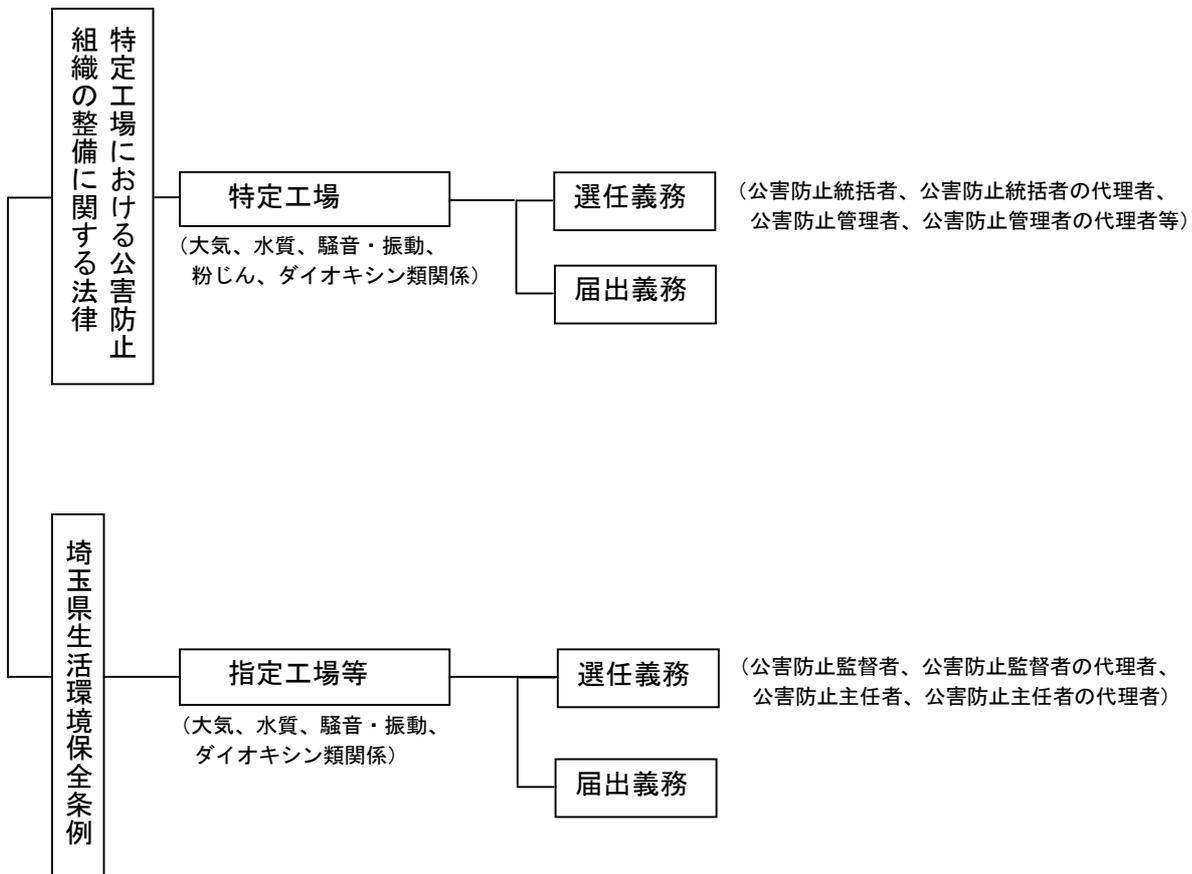
平成29年度は、鉄道騒音の防止や低減のために、各自治体間での情報交換を行い、また、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、防音壁の設置や新型車両の導入等の騒音・振動防止対策を要望しました。

第7節 公害防止組織

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められている特定工場等は、公害防止組織を整備し、届出することとなっています。公害防止組織は、公害防止管理者（公害防止の専門的知識および技能に係る有資格者）等が選任され、公害の発生を未然に防ぐために、設備の点検や、大気、水質、騒音等の検査をする組織の事です。選任すべき公害防止管理者等は、特定工場等に設置されている施設の種類や規模、従業員の数等により区分されています。

本市では、市ホームページでの周知、資格取得に係るパンフレットの配布等により、事業者に対して公害防止組織の整備を促しています。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）



第8節 悪臭

本市では、「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を用いて臭いを判定する臭気指数*による規制基準が定められています。

一般家庭のほか、自動車や建設作業から発生する臭気を除き、すべての工場や事業場に対して規制基準の遵守が義務付けられています。

規 制 基 準

区分	第1地域 (第2地域以外の地域)	第2地域 (工業地域及び工業専用地域)
敷地境界	臭気指数 15	臭気指数 18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します	
排出水	臭気指数 31	臭気指数 34

※ 臭気指数は、臭いが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から算出する

第9節 あき地の環境保全

雑草が繁茂した不良状態のあき地は、害虫の発生源となるだけでなく、不法投棄や防犯上の問題があり、近隣の生活環境を阻害するおそれがあります。

「川口市あき地の環境保全に関する条例」に基づき、あき地の所有者に対し、雑草の除去等の適正な管理を促しています。

なお、市民の身近な生活環境の保全に関する意識の向上を図るため、所有者に対し、適正な管理を行うよう広報紙等による啓発を行っているほか、過去に適正な管理を指導した土地については、パトロールを通じ管理者等に対して雑草が繁茂する前に指導を行っています。

第10節 公害苦情の現況

公害に関する苦情は、市民生活に直結する問題が多く、相談や申し立てにより、調査・指導を行い、適切な処理につながるよう取り組んでいます。

1 種類別発生状況

苦情を種類別に見ると、騒音が70件と最も多く、次いで大気汚染*29件、振動21件、この3種類で全体の90.9%となっています。

騒音・振動の苦情の原因は規制対象外である場合が多く、このため、発生源の事業者自主的な改善を促しています。建設作業から発生するものでは、工事作業の内容を苦情者に説明し理解を求めることで、地域における解決を図っています。

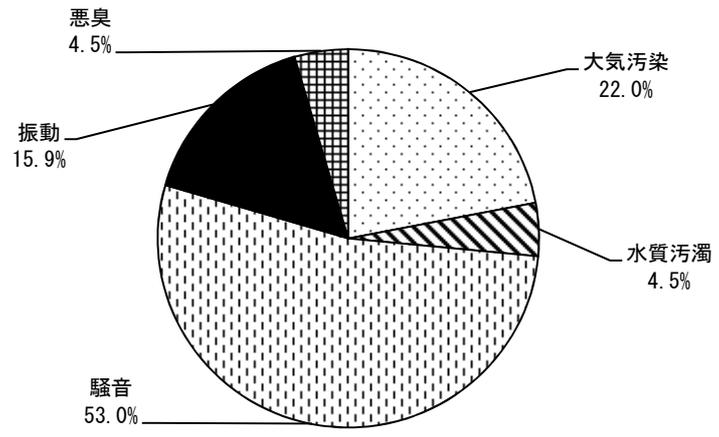
大気汚染の苦情の原因は野外焼却によるものが多く、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づく指導を行うほか、規制の対象とならない小規模の場合は焼却行為が繰り返されることが多いため、パトロールを通じて再発防止を図っています。

平成29年度 公害苦情件数

種類	大気汚染			水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	その他	合計
	ばい煙	粉じん	小計							
件数	29	0	29	6	70	21	6	0	0	132

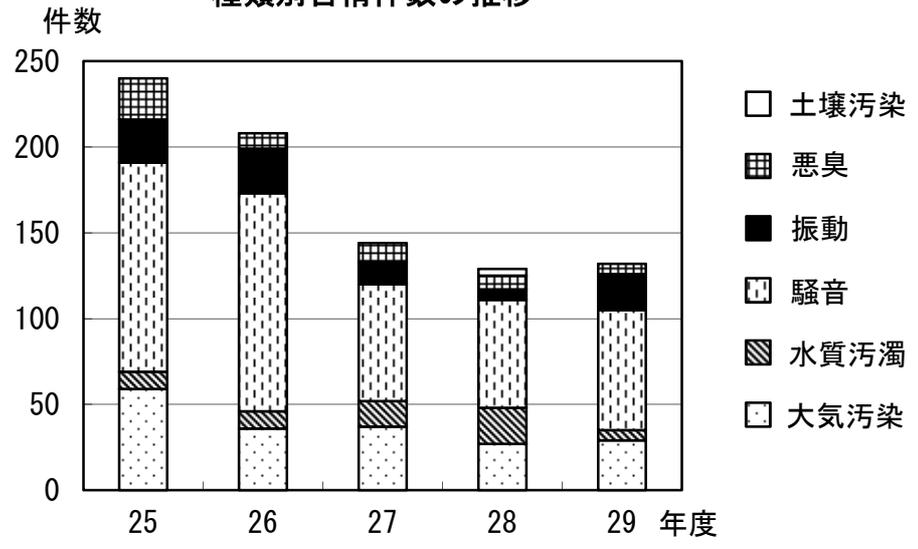
※ 1つの発生源に係る、複数の種類にわたる苦情は、その主たるものを1件としている

平成29年度 公害苦情割合



※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

種類別苦情件数の推移



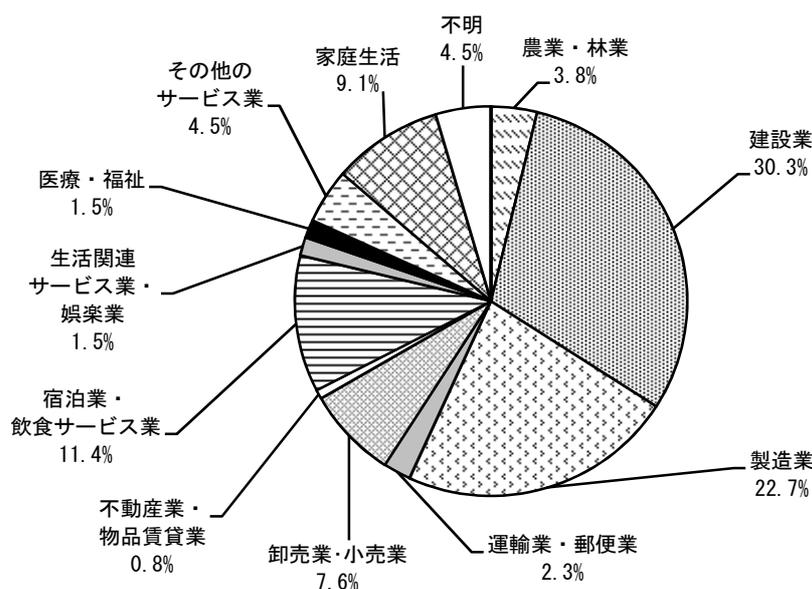
2 業種別発生状況

苦情を業種別に見ると、建設業、製造業に関する苦情が多く、この2業種で70件(53.0%)となっています。

平成29年度 業種別苦情件数

業種 種類	農業・林業	建設業	製造業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	不動産業・物品賃貸業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	医療・福祉	その他のサービス業	家庭生活	不明	合計
大気汚染	5	7	4	0	1	0	0	0	0	2	10	0	29
水質汚濁	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6
騒音	0	19	17	3	7	1	14	2	2	4	0	1	70
振動	0	14	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	21
悪臭	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	2	0	6
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	40	30	3	10	1	15	2	2	6	12	6	132

平成29年度 業種別苦情割合



※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

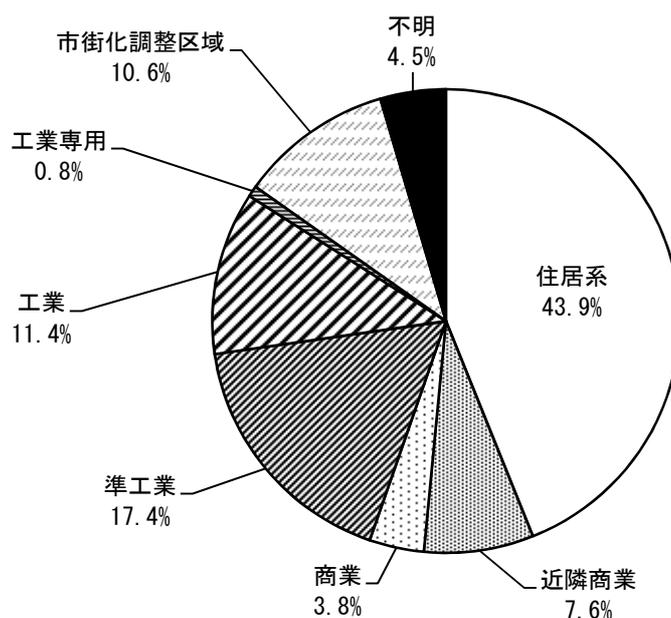
3 用途地域別発生状況

苦情を用途地域別に見ると、住居系 58 件 (43.9%)、次いで工業系の内でも準工業地域が 23 件 (17.4%) となっています。

平成 29 年度 用途地域別苦情件数

種類	用途地域	住居系	商業系		工業系			市街化調整区域	不明	合計
			近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用			
大気汚染	ばい煙	15	0	0	5	2	0	7	0	29
	粉じん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	15	0	0	5	2	0	7	0	29
水質汚濁		0	0	0	0	1	0	0	5	6
騒音	騒音	29	3	2	11	6	1	3	1	56
	深夜騒音	4	4	3	1	2	0	0	0	14
	小計	33	7	5	12	8	1	3	1	70
振動		9	2	0	4	3	0	3	0	21
悪臭		1	1	0	2	1	0	1	0	6
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		58	10	5	23	15	1	14	6	132

平成 29 年度 用途地域別苦情割合



※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

資料編

I 行政年表

昭和

- 37. 6. 6 「埼玉県公害防止条例」制定
- 42. 8. 3 「公害対策基本法」制定
- 43. 6.10 「大気汚染防止法*」ならびに「騒音規制法*」制定
- 43.12.26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」制定
- 43.12.26 「川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則」制定
- 45. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」制定
- 45. 7.18 市内に初の光化学スモッグが発生する
- 45. 7.25 光化学スモッグにより初の被害者が発生する
- 45. 7.31 「埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱」制定
- 45.10.15 公害部設置（交通災害対策課・公害調査課・公害対策課の3課）
- 45.12.25 「水質汚濁防止法*」制定
- 45.12.25 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」制定
- 46. 4. 1 「川口市公害対策審議会設置条例」制定
- 46. 4. 1 大気汚染常時監視測定局を3カ所に設置する
（市民会館:現 新庁舎建設予定地・消防本部:現 南消防署・南平柳分署:現 南平分署）
- 46. 6. 1 「悪臭防止法」制定
- 46. 7. 1 公害検査室を設置、水質分析を開始する
- 46.10. 1 「大気汚染防止法」に基づく事務を移譲される（工場以外）
- 47. 3.31 大気汚染常時監視測定局を移設、2カ所新設する（中央・横曽根・南平・新郷・芝）
- 47. 6.10 「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」制定
- 47.10. 1 組織改正により公害部2課（公害調査課・公害対策課）となる
- 48. 4. 1 自動車排出ガス測定局*として本町測定局（現 文化財センター）を設置する
- 49. 5. 1 「水質汚濁防止法」に基づく事務を移譲される
- 50. 4. 7 公害検査室を公害分析センターに改称する
（各担当課で行っていた分析業務を一本化する）
- 51. 6.10 「振動規制法*」制定
- 54. 1.20 南平測定局を南平公民館から元郷中学校に移設する
- 56. 6. 1 「埼玉県環境影響評価に関する指導要綱」施行
- 57. 4. 1 公害部と衛生部が統合、環境部となる
- 58.11.17 「浄化槽法」施行
- 61. 4. 1 公害調査課と公害対策課が統合し、公害課となる
- 62. 9. 1 芝測定局を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設する
- 62. 9. 1 自動車排出ガス測定局として安行測定局を慈林小学校内に設置する

平成

- 2. 3. 1 南平測定局を元郷中学校から領家第一公園に移設する
- 3. 9. 14 地球環境問題を公害課で所管する
- 3. 12. 25 自動車排出ガス測定局として、神根測定局を乙女山住宅地内に、芝第二測定局を芝西小学校内に設置する
- 5. 11. 19 「環境基本法*」公布・施行
- 6. 8. 1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改称する
- 7. 4. 1 組織改正により公害課が環境保全課となる
- 7. 4. 1 「埼玉県環境基本条例」施行
- 9. 12. 1 「大気汚染防止法施行令」が一部改正され、有害大気汚染物質対策にダイオキシン類*を指定、施行
- 10. 9. 28 「川口市環境基本条例*」公布
- 11. 4. 1 「埼玉県公害防止条例」が一部改正され、小型焼却炉の規制が強化される
- 11. 4. 1 「川口市環境基本条例」施行
- 11. 10. 1 「環境マネジメントシステム*」の運用を開始する
- 12. 1. 15 「ダイオキシン類対策特別措置法*」施行
- 12. 2. 23 「環境マネジメントシステム」が審査登録される
- 13. 3. 1 「川口市環境基本計画」策定
- 13. 4. 1 特例市:現 施行時特例市へ移行する（騒音・振動・悪臭*の一部権限を移譲される）
- 13. 4. 1 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
- 14. 2. 7 「川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 14. 4. 1 「埼玉県生活環境保全条例*」施行
- 14. 4. 1 「大気汚染防止法」の工場規制事務ほか13事務が移譲される
- 14. 4. 1 組織改正により、地球環境問題を環境総務課に移管する
- 14. 4. 1 「彩の国中核都市」の指定を受ける
- 14. 8. 7 「川口市環境物品等の調達に関する方針」制定
- 15. 2. 15 「土壌汚染対策法*」施行
- 16. 3. 19 環境マネジメントシステム適用範囲を拡大登録
- 16. 4. 1 地下水採取規制に関する業務及び特定化学物質の適正管理業務が移譲される
- 18. 3. 1 「大気汚染防止法」が一部改正され、アスベスト*関連の規制が強化される
- 18. 4. 1 「大気汚染防止法」が一部改正され、揮発性有機化合物*の排出規制が施行
- 18. 4. 1 本町測定局を廃止する
- 18. 10. 1 「悪臭防止法」に基づく規制方式を、濃度規制から臭気指数*規制に変更する
- 19. 3. 1 「川口市地球温暖化対策地域推進計画」策定
- 19. 8. 21 「第二次川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 20. 3. 6 「川口市環境基本計画」改訂
- 21. 3. 9 「川口市環境学習指針」策定

- 22. 4. 1 「土壌汚染対策法」が一部改正され、土壌の汚染状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の措置の内容の明確化等が図られ施行
- 23. 3. 31 「第2次川口市環境基本計画」策定
- 23. 4. 1 中央測定局及び芝第二測定局を廃止する
- 23. 9. 22 「川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）」策定
- 23. 9. 22 「第3次川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）」策定
- 23. 10. 11 鳩ヶ谷市と合併
- 24. 2. 23 微小粒子状物質（PM_{2.5}）*の常時監視を開始する
- 24. 6. 1 「水質汚濁防止法」が一部改正され、地下水汚染の未然防止に係る規制が強化される
- 24. 6. 1 「大気汚染防止法」が一部改正され、ばい煙の排出基準超過事業場に対する規制が強化される
- 25. 3. 9 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の注意の喚起判断について、本市独自の基準を運用開始する
- 25. 4. 1 「かわぐちグリーン・エネルギー戦略」の運用を開始する
- 25. 11. 1 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の注意喚起の判断を、埼玉県の予測体制に一本化する
- 26. 1. 23 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の成分分析を開始する
- 26. 2. 23 環境マネジメントシステム適用範囲を拡大登録
- 26. 6. 1 「大気汚染防止法」が一部改正され、全ての解体等工事に対する石綿規制が強化される
- 27. 2. 22 環境マネジメントシステム規格認証登録を返上する
- 27. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」を廃止する
- 28. 3. 30 「第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
- 28. 6. 30 「川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱」策定
- 30. 3. 1 「第3次川口市環境基本計画」策定
- 30. 3. 1 「川口市地球温暖化対策実行計画」策定
- 30. 4. 1 「川口市浄化槽保守点検業者登録条例」施行
- 30. 4. 1 「川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」施行

Ⅱ 関係条例等

1 川口市環境基本条例

平成10年 9月28日
条例第58号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等（第10条—第20条）
 - 第4節 地球環境保全の推進（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 川口市環境審議会条例

昭和46年 4月 1日
条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、川口市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成6条例27・平成13条例18・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(平成6条例27・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(昭和46条例50・昭和53条例60・平成6条例27・平成10条例20・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(昭和53条例60・平成6条例27・一部改正)

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(平成13条例18・追加)

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(平成13条例18・追加)

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(昭和53条例60・全改、平成13条例18・旧第7条繰下)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(昭和53条例60・昭和57条例1・一部改正、平成13条例18・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成13条例18・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第60号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月27日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則 (平成10年3月24日条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3 川口市あき地の環境保全に関する条例

昭和43年12月26日
条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、雑草が繁茂したままで放置され、若しくは残土等の置場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が、火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによって、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(昭和45条例49・全改)

(定義)

第2条 この条例において「不良状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置場として使用され、若しくは沼地と化し、これらをそのままにしておくときは、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(昭和45条例49・全改)

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、雑草の除去等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(昭和45条例49・一部改正)

(勧告)

第5条 市長は、前条に定める指導助言を履行しない者があるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。

(昭和45条例49・一部改正)

(あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

昭和43年12月26日
規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、川口市あき地の環境保全に関する条例（昭和43年条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(除去等の委託申し込み)

第2条 雑草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し、整備することができないときは、当該あき地の所有者又は管理者は、その業務を市長に委託することができる。

2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは、雑草除去等業務委託申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（昭和45規則45・全改、昭和54規則26・一部改正）

(委託費)

第3条 前条の規定による除去等の委託費は、実費とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(納期)

第4条 前条本文の委託費は、除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、このかぎりでない。

(勧告書)

第5条 条例第5条による勧告は、雑草等除去勧告書（様式第2号）、残土等置場整備勧告書（様式第3号）又は沼地整備勧告書（様式第4号）により行なうものとする。

（昭和45規則45・一部改正）

(活用の方法)

第6条 条例第6条によるあき地の活用とは、子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。

（昭和61規則1・全改）

(あき地の公共利用)

第7条 市長は、あき地の所有者又は管理者から、前条の公共利用の目的のため、あき地の利用提供の申し出があったときは、次の基準により当該あき地を借り受け、公共の利用に供するものとする。

- (1) 当該あき地の周辺に、公園、子供の遊び場等がなく、かつ、環境的に適当地と認められること。
- (2) 当該あき地の周辺に住居が多く、施設の利用度が高いことが認められること。
- (3) 当該あき地が、利用目的に適するように整地されていること。
- (4) 借り受けるあき地の使用貸借契約期間は、原則として5年とすること。

（昭和48規則38・全改）

(立札の掲出)

第8条 市長は、前条の規定によりあき地を借り受けたときは、そのあき地に公共の利用に供する旨の立札を掲出するものとする。

（昭和48規則38・追加）

(あき地の返還)

第9条 市長は、借り受けたあき地の所有者又は管理者から、特にやむを得ない理由により当該あき地の返還の申し出があったときは、すみやかに返還するものとする。

(昭和48規則38・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月15日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月1日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月10日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年5月30日規則第26号)

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年1月29日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月28日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則 (平成13年9月27日規則第77号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成19年3月30日規則第55号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(様式については省略)

5 川口市浄化槽保守点検業者登録条例

平成29年12月26日
条例第95号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その有効期間の満了の日の30日前までに市長に申請をして、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域を営業区域（浄化槽保守点検業を行おうとする区域をいう。以下同じ。）とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた法第45条第1項に規定する浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 営業所ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項につ

いて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (3) 第3条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
 - (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第5条及び前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

（登録の抹消）

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

（営業所の設置等）

第10条 浄化槽保守点検業者は、埼玉県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かななければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、前項の浄化槽管理士のうちから、浄化槽の清掃を行う者との連絡等の業務を担当させる責任者を選任しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

（業務の実施等）

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書を浄化槽管理士に携帯させ、又は自らこれを携帯しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、法第4条第7項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査が行われていないことを知ったときは当該検査が行われていない旨を、法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃が行われていないことを知ったときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、速やかに当該浄化槽管理者（法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。）に通知しなければならない。

（標識の掲示）

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第14条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (5) 法第12条第1項の勧告に従わず、情状特に重いとき。
- (6) 法第12条第2項の命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第16条 申請者は、申請の際に、申請手数料として35,000円を納付しなければならない。

（手数料の減免）

第17条 市長は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるときは、前条の手数を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付等）

第18条 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第1項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を営んだ者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第23条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号。以下「県条例」という。）の規定により埼玉県知事が行った登録等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に県条例の規定により埼玉県知事に対してされている登録の申請その他の行為で、本市の区域を営業区域として浄化槽保守点検業を営み、又は営もうとする者に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により市長の行った登録等の処分その他の行為又は市長に対してされた登録の申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日から起算して2年を経過するまでの間は、第6条第1項第1号中「又はこの条例」とあるのは、「、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号）若しくは同条例に基づく処分又はこの条例」とする。

6 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

平成30年2月21日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成29年条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の様式)

第2条 条例第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第4条第2項第1号の書類 様式第2号
- (2) 条例第4条第2項第2号の書類 様式第3号
- (3) 条例第4条第2項第3号の書類 様式第4号

2 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 浄化槽管理士免状の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 個人にあつては、住民票の抄本
- (4) 浄化槽の保守点検の業務に従事する者（浄化槽管理士を除く。）の名簿
- (5) 営業所の案内図
- (6) 浄化槽保守点検カードの様式

3 前項第4号の名簿の様式は、様式第5号のとおりとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、様式第6号の届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 個人にあつては住民票の抄本、法人にあつては登記事項証明書
- (2) 法人の役員（代表者を含む。）に変更があつた場合（前号に掲げる場合を除く。） 登記事項証明書及び新たに役員となつた者がある場合にあつては、様式第7号の条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類
- (3) 営業所の所在地に変更があつた場合 新たに営業所を設置した場合にあつてはその営業所に係る前条第1項第2号並びに第2項第4号及び第5号に掲げる書類、営業所を移転した場合にあつては同号に掲げる書類
- (4) 浄化槽管理士に変更があつた場合（第1号に掲げる場合を除く。） 新たに置いた浄化槽管理士に係る前条第2項第1号に掲げる書類

(廃業等の届出)

第5条 条例第8条の規定による廃業等の届出は、様式第8号の届出書により行わなければならない。

(営業所の備付器具)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める器具は、次に掲げる器具とする。

- (1) 塩素イオン濃度測定器具
- (2) 水素イオン濃度指数測定器具
- (3) 水温計
- (4) スカム厚測定器具
- (5) 汚泥厚測定器具
- (6) 汚泥沈でん率測定器具
- (7) 亜硝酸性窒素測定器具

- (8) 透視度計
- (9) 溶存酸素計
- (10) 残留塩素測定器具
- (11) 顕微鏡

(浄化槽管理士証)

第7条 条例第11条第2項の規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書は、市長の指定する者が発行する浄化槽管理士証によるものとする。

(通知の方法)

第8条 条例第11条第3項の規定による通知は、検査が行われていない旨を通知する場合にあつては様式第9号、浄化槽の清掃が必要である旨を通知する場合にあつては様式第10号の通知書により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第9条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の様式は、様式第11号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第10条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (4) 保守点検の実施日
- (5) 条例第11条第3項の規定による通知を行った日

2 条例第13条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、毎月末日までに、前月中に行った浄化槽保守点検業務に係る前項各号に掲げる事項について、記載が終了していなければならない。

3 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第11条 条例第15条第3項の身分を示す証明書の様式は、様式第12号のとおりとする。

(書類の提出部数)

第12条 条例第4条、第7条又は第8条の規定により提出する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(様式については省略)

7 川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市補助金等交付規則(昭和50年規則第24号)第15条に基づき生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽、変則浄化槽、高度処理型浄化槽、高度処理型変則浄化槽(以下「浄化槽等」という。)の設置、又は既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便所から浄化槽等への転換をしようとする者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿、その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 雑排水 し尿を除く生活排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号以下「法」という。)第2条第1項に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上かつ放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 変則浄化槽 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置(既存単独処理浄化槽の処理水と雑排水を併せて処理する装置をいう。以下同じ。)を組み合わせた浄化槽であるとともに、設置にあたり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の26の規定による国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたものをいう。
- (6) 高度処理型浄化槽(BOD除去型) 法第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、BOD除去率97%以上かつ放流水のBOD5mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (7) 高度処理型変則浄化槽(BOD除去型) 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置とを組み合わせた法第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、BOD除去率97%以上かつ放流水のBOD5mg/l以下(日間平均値)の機能を有するとともに、設置にあたり、建築基準法第68条の26の規定による国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたものをいう。
- (8) 公共用水域 河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、農業用水路その他公共の用に供される水域をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の11第1項の規定により策定された区域以外の地域とする。

(補助対象浄化槽等)

第4条 補助金の対象となる浄化槽等は、処理対象人数10人以下のもので、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、設置済みでないものとする。
2 浄化槽等の設置後は、遅滞なく全ての生活排水を接続し、使用を開始するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、市内の、第3条に定める補助対象地域内において住宅(専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物)を建築し、浄化槽等を設置しようとする者、又は既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便所から浄化槽等へ転換しようとする者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をせず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽等を設置する者。
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (3) 販売の目的で建物を建築(増改築を含む。)する者。
- (4) その他市長が適当でないと認める者。

(補助金額)

- 第6条 補助金額は、浄化槽等の設置又は転換に要する経費のうち社会的便益に相当する一定割合の額（その額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）と別表1に掲げる人槽区分に応じ同表下欄に定める限度額を比較していずれか少ない額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、予算の範囲内とする。
- 2 既存単独処理浄化槽、汲み取り便所からの転換を伴う浄化槽等の設置については、前項の補助金額に単独処理浄化槽、汲み取り便槽の処分費に係る額（60千円を限度額とする。）を加算する。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (4) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

- 第8条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金交付の可否を決定したときは、申請者に通知するものとする。（様式第2-1号、2-2号）

(変更等の承認申請)

- 第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が申請内容を変更するとき又は浄化槽設置整備事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その3日前までに浄化槽設置整備事業計画変更(中止・廃止)承認申請書（様式第3-1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。（様式第3-2号、3-3号）
- 2 補助対象者は、浄化槽設置整備事業が予定の期間内に完了しないとき又は浄化槽設置整備事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第10条 補助対象者は、工事完了後30日以内、又は当該年度末のいずれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行うときは、自ら行うことができることを証明する書類）
 - (2) 浄化槽法に定める検査依頼書の写し
 - (3) 工事施工写真（転換を伴う場合は工事前、工事後の写真）
 - (4) 工事費等実施内訳書及び領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第11条 市長は、前条の規定により提出された浄化槽設置整備事業実績報告書を審査し、その報告に係る浄化槽設置整備事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 補助対象者は、前条の規定による浄化槽設置整備事業補助金確定通知書を受領したときは、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消)

- 第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求するものとする。

(調査)

第15条 市長は、浄化槽設置整備事業の適正を期するため、浄化槽等の設置工事及び既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便所から浄化槽等への転換工事の状況を施工の現場において調査させることができる。

2 市長は、浄化槽設置整備事業により整備された浄化槽の維持管理の適正化を図るため、必要な限度において調査させ、または資料の提出を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

人 槽 区 分		5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9人槽	10人槽
設 置	1 浄化槽・変則浄化槽	270千円	320千円		414千円		
	2 高度処理型浄化槽・変則浄化槽 (BOD除去型)	428千円	573千円		791千円		
転 換	3 既存単独処理浄化槽、又は汲み取り 便所からの転換を伴う浄化槽	310千円	360千円		454千円		
	4 既存単独処理浄化槽、又は汲み取り 便所からの転換を伴う高度処理 型浄化槽 (BOD除去型)	428千円	573千円		791千円		

(様式については省略)

8 川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱

平成28年6月30日

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬炉の設置者に必要な指導を行うことにより良好な生活環境の確保と、周辺住民等との関係の形成及び維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペット火葬炉 愛がん用に飼育されていた犬、猫その他の動物の死体を火葬するための施設をいう。
- (2) 設置等の届出 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置及び同法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の変更の届出並びに埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第52条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の設置及び同条例第54条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の変更の届出（処理能力の拡大その他市長が必要であると認める変更に係る届出に限る。）をいう。
- (3) 設置者 ペット火葬炉を設置しようとする者又は設置若しくは承継した者をいう。
- (4) 事業計画地 ペット火葬炉を設置しようとする土地の区画又は設置した土地の区画をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、ペット火葬炉の設置又は管理に関して関係法令を遵守し、炎の露呈や黒煙の排出防止に努めるほか、周辺住民等の良好な生活環境及び安全を損なうことのないよう十分に配慮しなければならない。

2 設置者は、周辺住民等と良好な関係を形成、維持し、相互の理解に努めなければならない。

(事前協議)

第4条 設置者は、ペット火葬炉を設置又は変更しようとするときは、当該ペット火葬炉に係る設置等の届出をする前に市長と協議しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により協議を行うときはペット火葬炉設置（変更）協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協議書の内容について調査を行うことができる。

4 設置者は、市長の要請により前項の調査に立ち会うものとする。

(周辺住民等への周知)

第5条 設置者は、前条第1項の協議が終了したときは、速やかに事業計画地から概ね200メートル以内に存する住宅の世帯主及び学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が必要であると認める施設の設置者又は管理者に対して、事業計画について説明会の開催その他適切な方法により周知しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により周知したときは、周辺住民等への周知報告書（様式第2号）により、市長に報告しなければならない。

3 設置者は、設置等の届出をする前に、前項の報告をしなければならない。

4 設置者は、設置等の届出をした翌日から設置完了までの間、ペット火葬炉の設置等に関するお知らせ（様式第3号）を事業計画地の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない。

(様式については省略)

Ⅲ 用語解説

「* (アスタリスク)」が付いている語句の解説です。

《あ行》

【アイドリングストップ】

自動車の駐・停車時において不必要なエンジンの使用を停止することをいいます。大気汚染や騒音の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出も抑制できません。

【悪臭】

人に不快感を与え、生活環境を損なうおそれのある臭いをいいます。「悪臭防止法」では、人の活動で発生し、周辺的生活環境を損なうおそれのあるものとして、工場・事業場の悪臭に規制等を定めています。

【(石綿) アスベスト】

天然に存在する繊維状の鉱物です。主成分は、珪酸マグネシウム塩で、蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別されます。

耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていましたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機構）では発がん物質と断定しました。

日本においても、「大気汚染防止法」により平成元年に「特定粉じん」に指定され、発生施設や吹付け石綿の除去等の作業が規制されるようになりました。また、平成4年発効の「バーゼル条約」では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されています。

【一酸化炭素規制】

排出ガス中に含まれる一酸化炭素の容量比率による濃度を規制するものです。

【一般環境大気測定局】

市内の大気汚染の状況を調べるために大気汚染常時監視測定局を設置しています。この測定局のうち、一般生活環境を測定するものを一般環境大気測定局といいます。

【一般廃棄物処理基本計画】

昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の主旨を遵守し、本市における一般廃棄物のうち、ごみ処理に関しての長期的な対応を計画的に定めたものです。その後、「ごみ処理編」に続き平成11年3月には、計画的な生活排水処理を実施するため、長期的な視点に立脚した計画処理区域内の処理方法、基本方針、生活排水施設(汚泥再生処理センター)の整備、収集・運搬の効率化、最終処分等、資源循環型社会の実現に向けて具体的な施策を総合的に検討した「生活排水処理編」が策定されています。

【オゾン層】

高度約25km(成層圏)を中心にオゾンが高濃度に分布しているところをオゾン層と呼び、この層が太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により分解され塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚がんや白内障などの健康障害や動植物への影響が懸念されています。

【温室効果ガス】

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして二酸化炭素、メタン等が挙げられます。

《か行》

【海洋汚染】

海の生物や人間の健康、漁業などの営みに有害なものを人間が、直接、又は間接的に海に持ち込むことをいいます。

【化石燃料】

石油、石炭、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称です。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれて、高温や高圧の影響を受けて生成されたものといわれています。

【川口市環境基本条例】

川口市で生活する人々がいつまでも健康で文化的な生活が送れるよう、市・事業者・市民が一体となって環境の保全と創造に協力し、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に施行された条例です。この条例の中で、施策を計画的・総合的に推進するための環境基本計画を策定することが定められています。

【川口市総合計画】

総合計画はおよそ10年を期間とし、福祉や教育・環境問題など、あらゆる行政分野を網羅して「まちづくり」の基本方針を定める、市の最上位の計画となるものです。

第3次川口市総合計画、第4次川口市総合計画は、将来都市像を「緑 うるおい 人生き活き 新産業文化都市 川口」と定め、第5次川口市総合計画は、「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」と定めています。

【感覚公害】

人の感覚を刺激して、不快感を与える公害を、感覚公害と総称します。具体的には、騒音、振動、悪臭などがあります。

【環境基準】

「環境基本法」で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康の保護及び生活環境の保全に関し維持されることが望ましい基準であると定められています。

【環境基本計画（国）】

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めるものです。現在では、平成30年4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」が定められています。

【環境基本法】

平成5年11月に施行された法律で、近年の環境問題に対処するため、環境の保全についての基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の三つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしています。

【環境マネジメントシステム】

環境マネジメントシステムとは、廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいいます。

本市では、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を平成12年2月23日に取得し、以降15年間、認証登録を更新し運用してきましたが、職員の環境配慮への意識や取り組みが定着したことから、平成27年2月22日をもって、認証登録を返上しました。

【キシレン】

無色透明の液体で、揮発性、引火性がある物質です。他の化学物質の原料として使われているほか、油性塗料や接着剤などの溶剤としても使われています。また、灯油、軽油、ガソリンなどにも含まれています。

【揮発性有機化合物（VOC）】

常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指します。英語表記（Volatile Organic Compounds）の頭文字をとってVOCと略され、比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染します。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられています。

【九都県市】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市のことです。首都圏で共通する環境問題などに、協力して取り組んでいます。

【公共用水域】

「水質汚濁防止法」で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいいます。なお、「下水道法」に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除外されています。

《さ行》

【埼玉県生活環境保全条例】

「埼玉県公害防止条例」を全部改正し、平成13年に新たに制定された条例です。生活環境の保全に関して、県や事業者、県民の責務を明らかにしています。ならびに、環境への負荷の低減措置と公害発生源についての規制を定めています。これにより、県民の健康の保護と安全で快適な生活の確保に寄与することを目的としています。

【ジクロロメタン】

塩素を含む有機化合物で、不燃性でものをよく溶かす性質があるため、金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われるほか、塗装剥離材などとして使用されている物質です。人体への影響としては、吐き気、だるさ、めまい、しびれなどが報告されています。

【自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO_x・PM法)】

「自動車NO_x・PM法」は、初めはディーゼル自動車からの窒素酸化物(NO_x)を抑制することを目的に、平成4年に関東及び関西圏の市区町村を対象に制定された「自動車NO_x法」という法律でした。しかし、多くの地域で二酸化窒素の環境基準を達成していないことや粒子状物質(PM)が健康に悪影響を及ぼしているという問題(名古屋南部大気汚染公害訴訟)などを受けて平成13年6月に、新たに粒子状物質の抑制も含め「自動車NO_x・PM法」が制定され、対象地域も、中部圏が追加されています。

【自動車排出ガス測定局】

市内の大気汚染の状況を調べるために大気測定局を設置しています。この測定局のうち、主要道路の自動車の排出ガスの影響を調べるため、道路周辺の環境を測定するものを自動車排出ガス測定局といいます。

【地盤沈下】

地中に存在する地下水を過剰に汲み上げることによって、地下の水位が下がり、これによって地表面が下がる現象です。地盤沈下が発生すると住宅が傾き、地下に埋められている水道管やガス管が寸断されるなどの被害が発生します。地盤沈下は一旦発生してしまうと復元が非常に困難なため、未然防止が重要です。

【臭気指数】

臭気のある気体を、無臭の空気希釈し、臭いが感じられなくなった希釈倍数を臭気濃度といいます。また、このときの希釈倍数の常用対数を10倍した値を臭気指数といいます。

臭気指数規制は、人間の嗅覚を用いた測定により算出される臭気指数を指標とし、複合臭や未規制物質に対応することを目的としています。

【硝酸性(態)窒素及び亜硝酸性(態)窒素】

主として窒素肥料の酸化によって生じ、水の汚染を推定する指標の一つとされています。平成4年12月に改正された「水道の水質基準」では、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を「健康に関連する項目」の一つと位置づけており、公共用水域並びに地下水の環境基準でも平成11年2月の改正により「10mg/L以下」と定められています。

【常時監視】

環境の実態、経年変化等を把握し、対策の効果を確認するための測定を常時監視といいます。現在、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「騒音規制法」において義務付けられています。

【振動規制法】

「振動規制法」は昭和51年に制定されました。振動の中でも、一般に工場や建設作業、自動車交通などから発生する振動を公害振動といいます。「振動規制法」では、工場や建設作業等の振動を規制し、道路交通振動の大きさの限度を定めています。これにより、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的としています。

【水質汚濁】

事業活動その他の人の活動に伴って発生し、河川、湖沼、海域などの水域の水質を悪化させ、人の健康や生活環境に係る被害を及ぼすことをいいます。

【水質汚濁防止法】

昭和45年12月に制定された法律で、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下水に浸透する水を規制し、生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図ることを目的としています。

【生活排水】

日常生活に伴って台所、洗濯、風呂等から排出される水です。

生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。排水中の窒素やリンによる富栄養化など、今日の水質汚濁の原因は生活排水が多くを占めています。そこで、下水道整備や生活雑排水も処理する合併処理浄化槽の普及が望まれています。

また、日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行い洗剤を適切に使用する、といった配慮が必要です。

【騒音規制法】

騒音とは、一般に不快な音をいいます。「騒音規制法」は昭和43年に制定されました。工場や建設作業等の騒音を規制し、自動車騒音の大きさの限度を定めています。これにより、生活環境を保全し、国民の健康を保護することを目的としています。また、埼玉県生活環境保全条例にも深夜騒音、拡声器騒音などに対して規制が設けられています。

《た行》

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生します。人体への影響として、発がん性や催奇性が確認されており、環境ホルモンの一つとしても問題となっています。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準及び必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定め、国民の健康の保護を図ることを目的として平成12年1月に施行された法律です。

【大気汚染】

人間の生産活動・消費活動によって大気が汚染され、人の健康や生活環境・生態系に悪影響が生ずることであり、代表的な汚染物質としては、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどが挙げられます。

【大気汚染防止法】

昭和43年6月に制定された法律で、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出、並びに建築物等の解体等に伴う特定粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めています。大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、大気の汚染に起因する健康被害が生じた場合、事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ることを目的としています。

【炭化水素】

炭素と水素からなる有機化合物の総称です。自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれています。メタン以外の炭化水素（非メタン炭化水素）は窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

【地球温暖化】

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がることをいいます。このような気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶことが指摘されています。

【窒素酸化物】

本来、窒素と酸素からなる化合物の総称ですが、大気汚染物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NO_xと略称します。物の燃焼の過程では、主に一酸化窒素として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になります。環境基準が定められている二酸化窒素は、刺激性があり、また、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

【TEQ（毒性等量）】

Toxicity Equivalency Quantity の略です。種類によって異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す単位です。ダイオキシン類の中で最も毒性の高い 2, 3, 7, 8 - TCDD の毒性を 1 とする換算係数（TEF）を用いて、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した値です。

【テトラクロロエチレン】

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤ですが、今日では代替フロン原料としての用途が多い物質です。

慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されています。

【特定建設作業】

建設作業として行われる作業の中でも、著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。くい打ち機やジャイアントブレーカーなどを使用する作業がこれに当たります。特定建設作業を行う事業者には、届出の提出が義務付けられており、騒音・振動の大きさや作業時間等に規制基準が設けられています。

【都市計画基本方針】

平成 4 年の都市計画法改正により創設された、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の都市づくりの望ましい方向性について広く市民の意見を聴取し、平成 9 年 5 月に策定・公表しました。この基本方針は市民の意見を反映しながら都市づくりのビジョンを明らかにし、それを基本として総合的な都市行政を進めるためのものであり、今後の本市の都市づくり行政はこの基本方針に従って運用されます。

【土壌汚染】

化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入り、土壌や地下水を汚染することをいいます。土壌汚染は、人間や動物の健康を害し、植物を枯らすなど、環境に悪影響を及ぼすものです。

【土壌汚染対策法】

平成 14 年 5 月に制定された法律で、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること

等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

【トリクロロエチレン】

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されてきた有機塩素系溶剤ですが、今日では代替フロンの原料としての用途が多い物質です。

慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されています。

《は行》

【ばい煙】

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、ばいじん、カドミウム・鉛等の人の健康又は、生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいいます。

【廃棄物】

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみなどの不要になった物で家庭から出る一般廃棄物と工場等から出る産業廃棄物に大別されます。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

Biochemical Oxygen Demand の略です。

河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示します。

【BOD75%水質値】

BOD75%水質値とは n 個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目に来る数値のことをいいます。BOD における環境基準の達成状況は、河川が通常の状態（低水流量以上の流量が流れている状態）にあるときの測定値によって判断することとなっています。しかし、河川の流量が少ない時の水質の把握は非常に困難であるため、BOD については測定された年度のデータのうち、75%以上のデータが基準値を達成することをもって評価しています。例えば、月一回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから 12 個並べたとき、水質の良い方から 9 番目が 75%値となります。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニルの略語です。化学的に安定しており、熱安定性にもすぐれた物質でその使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数あります。しかし毒性が強いことから大きな社会問題となり、昭和47年12月に製造が中止されました。

【ppm】

Parts per million の略です。100 万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことをいいます（1 ppm=100 万分の1=0.0001%、1 ppb=10億分の1=0.001ppm）。1 m³ の大気中に1 cm³ の汚染物質が含まれているとき1 ppmと表示します。

【ppmC】

大気中の炭化水素類の濃度を表す単位で、1 ppmC とは、空気1 m³ 中に炭素原子数が1であるメタンに換算された物質が1 cm³ 含まれている場合をいいます。

たとえば、ベンゼン1 ppm をメタン換算すると、ベンゼンの炭素原子数の6から6 ppmC となります。

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊している粒径 2.5μm（1 μm は1 mm の1000分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：粒径10μm以下の粒子）よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の1程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響も加え、循環器系への影響が心配されています。

【粉じん】

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたまり積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。「大気汚染防止法」では、「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいいます。

【ベンゼン】

常温で無色の液体で揮発性や引火性が高く、また発がん性があるので、取り扱いには注意が必要な物質です。慢性毒性としては、高濃度において造血器に障害を引き起こすことが報告されています。

《ま行》

【面的評価】

道路交通騒音の評価方法です。幹線道路に面する地域において、評価道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価します。

《ら行》

【ライフスタイル】

人間が日常の生活や活動を行うときの様式（生活様式）のことであり、ここでは主に資源やエネルギーの消費、ごみの廃棄などに関するものをいいます。近年の環境問題は、日常生活におけるガスや電気、石油や木材などの資源・エネルギーの大量消費やごみの大量廃棄による部分、すなわちライフスタイルのあり方による部分が大きくなってきています。環境の保全のためには、日常生活において、より一層の省資源・省エネルギーを進めるなど、ライフスタイルを環境に配慮したものへと見直すことが重要といわれています。

環境保全行政の概要

平成30年版

平成30年10月発行

川口市環境部

環境保全課

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

電話 048(228)5389

FAX 048(228)5311

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

〔表紙を除き、古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用しています。〕

平成 30 年 10 月発行